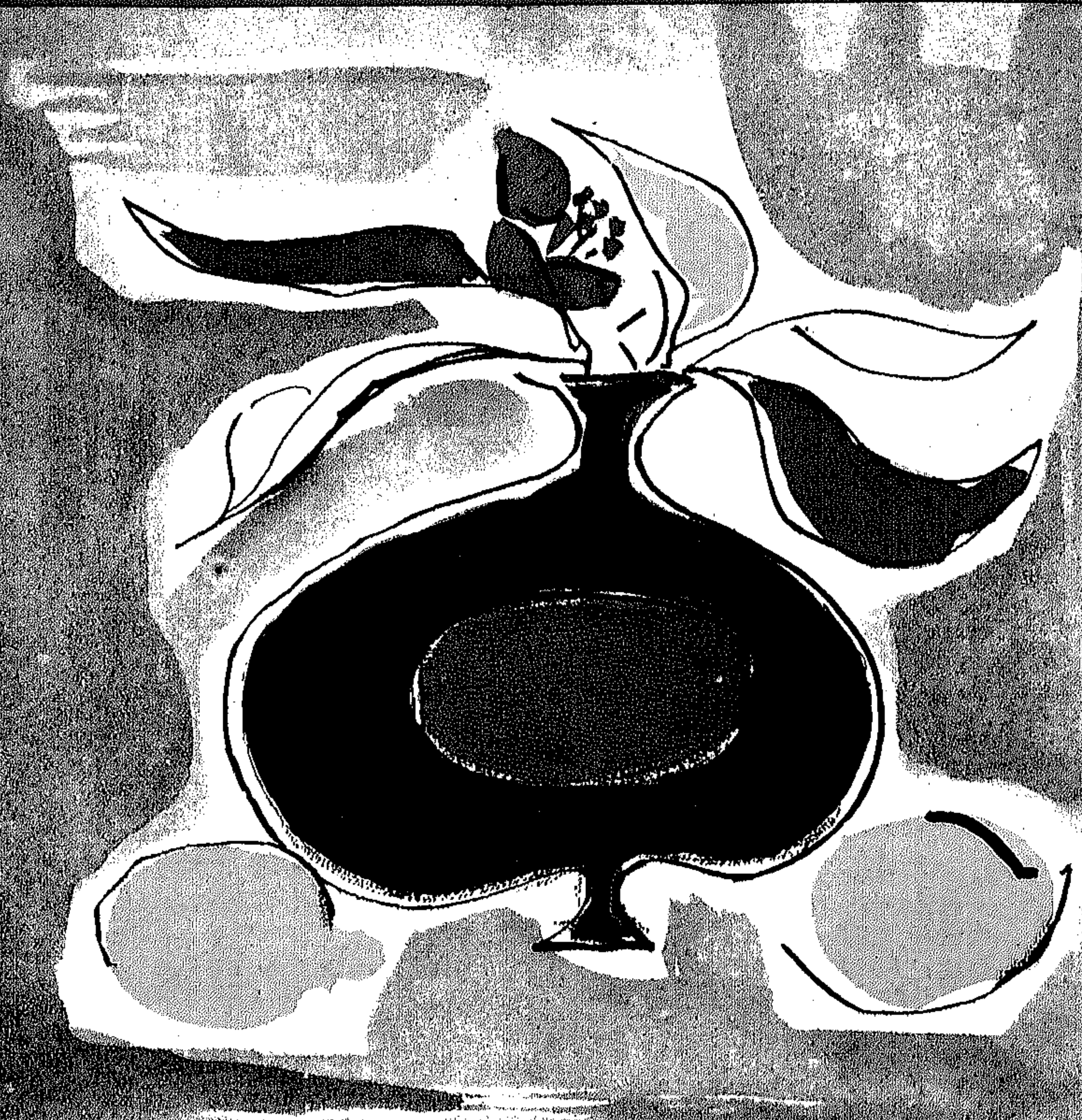


婦人と年少者



10 号

特集 いわゆる人身売買について

婦人・少年協会

女性この優れたもの

アシュレイ・モンタギュー著 田中寿美子訳

女性の優越を

宣言する書!!

☆坂西志保女史(推薦)

女性とは……
「第二の性であろうか？」
否、女性にはあらゆる点で男性に優れている!!
この書は男性に対する抗議ではない。生物学的にも、生理的にも、女性が男性に優越している事実を述べて、女性が完全に自己を知ると同じく、男性が女性を知ることの助けをしてくれることを期待している。

B 6二八〇頁 価 二八〇円(千三百五円)

ガール・スカウトの母

ジュリエット・ロウ物語

M・M・ベース著
大木千枝子訳

ガール・スカウトの育ての親であるロウ夫人の波瀾に富んだ生涯を伝え、国境を越えた友情の麗しさと助け合いの信条が世界に平和をもたらす光明となることを知らせる。

B 6二二四頁
価 二〇〇円
(千三百五円)

母よ嘆くなかれ

「大地」の作者
ノーベル賞受賞

パール・バック著
松岡久子訳

ちえの遅れた子供をもつ著者が母親としての愛情をこめて血と涙で綴られた真実の体験記。これこそ著者の香り高きヒューマニズムであり、同じ宿命をもつ世の親達への激励である。

B 6上製
価 一五〇頁
(千三百五円)

E・B・ホワイト著 鈴木哲子訳 価 二〇〇円

こぶたとくも

児童への贈物に
絵入り
長篇童話

農家の少女とコブタ、クモ、ネズミをめぐる微笑まじく心あたたまる物語。
★全国学校図書館協議会 日本図書館協会選定 NHK読書委員会推薦

東京都千代田区富士見町
法政大学出版局
振替・東京 95814番

婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25年間の努力と好評をつづける専門誌

職業指導

月刊 1部60円 送料4円 1カ年600円(送料共)

本誌は、中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより、公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて、欠くことのできない指導雑誌として、ご愛読をおすすめいたします。

3 月 号

学校職業指導の体系	青木 誠	四 郎
職業指導主事設置の教育的意義	安藤 春	雄一
職業指導主事設置に際して	河原 方	中 義
職業指導主事設置に伴う省令改正の趣旨	浦 谷	信 吉
職業指導主事の設置はどうしたらよいか	野 口	壮 久
中学校における職業指導主事の使命	石 田	丈
高等学校における職業指導主事の任務	野 尻	
職業指導主事の養成について		
職業指導運動の回顧		

東京都千代田区
大手町1の7

日本職業指導協会

振替東京 77629
電話九ノ内(25) 1625
4728

婦人と年少者 九号 目次

巻頭言 ます環境の改善から	久米 愛	1
座談会		
いわゆる人身売買について		2
人身売買の実態調査	婦人少年局	7
売られゆく子供たち	山形婦人少年室	10
「いわゆる人身売買」の関係法規		13
昭和八丈実記	尾竹二三男	14

米国における男女同一賃金の実状	D・S・ブレイディ	16
労働金庫法の話	山崎新午	18
福岡県炭坑の主婦たち	河村すみ子	20
私たちの健康について	公文黎子	14

資料室

最近の婦人団体		22
西ドイツの婦人		24
労組婦人のページ		26
婦人会の動き		27
男女同一賃金規定違反について		28
一九五三年の婦人の動き		29
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与		32
世界の婦人協同組合員の研究		32
婦人少年ニユース		32
婦人少年問題協議会報告その他		32
表紙	富山妙子	32
扉・カッパ	倉石隆	32
後谷政昭		32

の保護活動に力を入れています。

◆調査の方法について

石田 次に調査の方法について御意見をうかがいたいと思います。防犯省としては、実態調査の方法としてまず出身地の学校を調べます。例えば東北六県を対象として、中学校の長久児童を過去三年における卒業生の名前を調べ、その中で、よそに出て働いているものや、くさいと思われるものを調べ、親元を訪問します。こうして出している方の県で調べたところから、受入れ地で調査し、事前に予防するようにしています。

高崎 地方の学校で調べると「教員がなし」といつてくるので困ると地方の婦人少年室から調べてきます。学校の面手にかかると思つて知らせてくれないのです。受入れ地としては、まず関係官庁で把握されているものを手がかりとして調査します。取締りの面がセクトになつていて、把握する路が少いのはないかと思つています。東北から来た子供を東京で調べると、各前年、年齢、住所なども通つてきます。親元調査のとき親がうそをいつてくるらしく、調査がしにくい。現地調査が信じられないのです。

前田 調査の場合、地方の民生委員や少年保護司などが抜きにされているのではないですか。地方は小さいですから、村の中の動きは保護司にはよくわかつているはずです。

徳永 子供の待つた先から親元で連絡がないから、おかしな感じがする、あるいはうそをいつてくるのか、その点がよくわからないうのが……

尾竹 福島へ行つたとき経験したので、いなかでは学名を云えばすぐわかれますが、東京もそんなものだと思うのではありませんか。うそというより、無知のためもあるのではないかと。

寺田 調査の場合でも、だまされた場合でなければ、親が前借をしているので、帳をとりかえしても金が返せないので、ほんとのことをいいます。また親が悪いことだと思つていないので、却つてお世にかいにくらうに思つています。

山下 調査が困難になつたということ、一面からいへば取締りが浸透してきただけで、警察するようになったとも云えるのではないのでしょうか。

高崎 仲介人の調査がいちばん困難ですね。

◆人身売買という言葉について

石田 「人身売買」という言葉はシャナリズムの言葉をそのまま使つていますが、官庁によつて内容や解釈がまちまちで、この言葉からは非常に悪い印象を受け、収買買的、横断的、あるいはゲームの面がこれにあてはまるのではないかと。

前田 海外法と対照すると、ひどいものだけ取上げられるのではないですか。

寺田 法律としては悪いことではないと思つています。十年以下という運用すれば重くもできます。

山下 取締り法規の面では、漸く第一線まで浸透して参りましたので、それ程困つておりませんが、私共が最も期待しておられますのは、被害者の救済対策の強力な推進であります。

徳永 単独法があればよいという理由には、その中に取締りの面だけでなく、指導・助長の面も含めて、法律で裏付けられてこそ意味があると思つています。

前田 自衛隊の人の収容所（山崎けい子氏の案）などの効果も案外弱いもので、むしろその前に防止することが大切なのではないのでしょうか。

山下 最近の傾向は昔とは違つて、自分から求めて泥沼に入つていくものがあります。泥沼に陥ることを自覚している者はまだよいのですが、中にはその自覚すらない者もいます。こういう人達の救済は非常に困難であらうと思つています。

◆啓蒙活動

石田 防止のための啓蒙活動として、何か御意見を……まず白い手をして三度洗ひ、食事をとり、うきうきした気分を捨てる、啓蒙の臨場があるように思ふのですが……

寺田 一方では概念がきまつていまいし、取締りの対象もきまつていないので、今言葉をかえる必要はないと思つています。かえると、却つて混乱するのではなからうかと思つています。

石田 対外的に及ぼす影響がよくない。外国語にそのまま翻訳されていゝマニーマン・トラフティン（Man Traffiting）という言葉を昔の奴隷売買のような大猫よりよくよく売買されるというふうな印象を与えているのです。

前田 この言葉でいろいろ問題が出ましたが、外国の青少年問題のセミナーで特に注意してこの言葉を訳さなかった。森内 英文新聞などをみてもこの言葉にあてはまるよい言葉がないのです。

寺田 警察では奥から見て、法文をどう適用するかというように考えます。

山下 この言葉が対外的な影響の意味で変えたいとおつしやるのですか。

石田 対外的な理由より、対内的な理由と面がです。

尾竹 福祉委員の啓蒙が大切ではないでしょうか。山梨支庁管内で起つた問題ですが、取締りしたあとで、密をともなうという例がありました。啓蒙といつても、娘を売るといふ連中は本など読まないし、新聞など見ない親が多いのです。県金福などでも、世話をしつてやつたくらいに思つていられるのです。

寺田 本人にはあまり罪悪感がない。外面的には体面がわるいと思つても、それ自体は悪いと思つていないのです。

森内 小学校や中学校に話にいつたとき、児童保護についての法規を知つていてよかつたと思つました。小学校や中学校の教育の中で啓蒙するのが効果的だと思つています。

前田 在学中に教師に啓蒙してもらつたり、長欠者の調査、職業教育に力を入れてもらつたり、また、学校で職業指導に力を入れてもらつて、職業のあつたに努力する。学校・婦人団体、PTAなどが関係機関と密接に連絡をとつていくべきだと思つています。学校の先生には責任感が強いので、外部の世話になることを避けて、却つて孤立してしまうことがありますが、もつと関係機関と連絡をとつてもらいたいと考えています。

石田 学芸大学で、在学中にいろいろな教育をしていただけたらと思つています。地方の青少年協など、密接に連絡をとるよう。

高崎 農協の婦人部でも取上げてもら

山下 事実が極めて軽い単なる形式犯のようなのでは、その中にいれるのは悪いから、取りなせようというのから、かりますが、現実に悪質なものもあり、それから、実際にある以上はしかたがないでしよう。対外的影響の面よりも現在の概念でははきすぎるので、これに再検討を加え、現実に即したものとすべきではないでしょうか。たとえば、単なる契約違反というもので、ひつくるめるのは一応問題があると思つています。

寺田 前借金をつて農漁村に売られ、ちやんとした取扱いを受けていれば、何うつておきますか、ここでも不当な取扱いをした場合には人身売買まで通つて取締ります。

◆取締り上の臨場について

石田 次に取締り上の臨場について御意見をうかがいたいのですが、発見の臨場からみて、調査が九〇％、労働調査法によるものが五〇％、その他児童福祉法、新聞によるものですが、こういう点は問題があるように思つていますが。

森内 パトロール的な仕事をしないと、ほんのところがわからないのですが、それには人員不足です。大衆通信で警察が調べることが多いのです。

木田 児童福祉法の三十四条で取締るのですが、厚生省には取締りの権限がありません。

尾竹 臨場ではなく、むしろ、あるの

いたいのです。年報にも公開して、児童福祉と人身売買とは密接な関係があるのです。

寺田 安部所は細をばつていて、学校その他から連絡してもらいますが、自分から出かけて活動することはできません。この十一月二十七日、学校教育法施行規則の二部改正で、中学校・高等学校に職業指導主任が設けられることになりました。教員の中から任命され、組織的に生徒の職業指導を担当するので、この人々の現職訓練の際に、人身売買の問題について十分徹底させるとよいと思つています。

木田 被害者は学校でも他の子供たちと遊んでいるようです。親もPTAなどと親しくしないし、連絡がとりにくいわけですね。それで、全国に一万二千五百名の児童保護司がいますが、今までの委員はこの方面にあまり関心を持っていませんでした。十一月に改選になり、よりこの仕事にふさわしい人々が任命されましたので、この保護司を十分に活用させるようにしたいと思つています。

清水 私には警察の防犯係として、防犯組合運動を通じて人身売買についての啓蒙活動をしていきますが、これは各県にあるはずですから、機関新聞を通じて、季節的だけでなく平素から徹底させたいと思つています。また学校との連絡協議会を開いて、この問題だけでなく、青少年の保護育成の問題や長欠者の問題などを話しあつて協力を確立します。学校と

寺田 単独法は外国にはあるので、国内法にも作つたらよいのではないかと思つています。いろいろ法律には、それぞれ進路があるのです。それを踏くために単独法がいります。しかしながら、もしに思ふのですが……

石田 単独法は外国にはあるので、国内法にも作つたらよいのではないかと思つています。いろいろ法律には、それぞれ進路があるのです。それを踏くために単独法がいります。しかしながら、もしに思ふのですが……

座談会

いびゆる人身売買について

- 一、人身売買の現状と最近の傾向
- 二、取締り対策
- 三、防止対策

卒業以上十九名、成人は小卒以上二百四十五名、中卒以上六百名、高卒以上七十名で、義務教育の關係で、成人には小卒が多く、年少者には中卒が多くなっているものと思ひます。次に家庭の生活状況をみまします。

石島 人身売買の根絶には各省が力をあわせて当らなければなりませんので、皆さまで、今後の取締り対策、防止対策、問題点などについてうかがひ、今後の施策の資料にしたいと思ひます。今日は官庁の立場にこだわらず個人的な御意見を發表していただきたいのです。それで、民間の方として週刊産経の尾竹さんにも出席していただきました。

最近の状況

石島 国警では最近まとめられた資料がおりになるときいていますが、よろしければ最近の状況として御発表いただけないでしょうか。

寺田 私の方の調査対象は児童だけでなく、地方青年問題協議会に規定されている範囲の外に成年も入っています。二十八年一月から六月までの調査によりますと

検査人員総数 二、六四七名
日本人 二、五九四名
朝鮮人 五十一名
その他 二名

そのうち接客業など淫行に關係ある者は、日本人 二、一三七名

総数を男女別に見ますと、男一、三二六名、女一、三二一名で、他の犯罪では女子は男子よりずっと少なくなつていますが、この犯罪だけは男女同数で、これほど女子の比率の高い犯罪は他にありません。地域別検査状況について見ますと、福岡・札幌・兵庫・熊本・神戸・大阪・広島・東京などが多く、受入地で多く検査しますので、受入地側が件数が多くなつています。以前は東北の単作地帯から多く売られていきました。が今は全国各地から都市に売られていきます。例えば東京・大阪などの周辺の農村からその中心地に売られる事例が多くなりました。取締の方法として如何なる法条を適用したか適用法条の内訳を見ましますと、

児童福祉法三十四条第一項第六号		七五六件
職業安定法六十三条第一項第二号		四七七件
同 三十二条		四三七件
勅令九号第二条		三八二件
地方条例その他		二一〇件
児童福祉法三十四条第一項第七号		一九四件
で、法律が利用されていないものもあり、また一つの事件にいくつもの法律が適用されているものもあります。被害者の状況について見ますと、男二百二十四名、女三千四百名、計三千六百二十四名で、年齢別		
二十歳未満 一、七〇九名(四七二%)		
二十歳以上 一、九一五名(五二八%)		
で、二十歳未満のうち男子百二十一名に對し、女子は千五百八十八名であり、二十歳以上では男子百三名に對し女子千八百十二名で、女子の数が圧倒的に多いのは人身売買の大部分が、売春關係の犯罪であることを示しています。		
學歷は、年少者は小学卒業以下六百八十七名、中学卒業以上千三名、高等学校		

出席者(順序不同)

- 國警防犯課々長補佐 馨力一治子雄八男男江
- 新防犯統計課 又市節忠繁三偉花
- 厚生省養護課 田下水崎田内竹二田永
- 東京婦人少年室長 寺山清水高行森尾前德
- 労働省雇用安定課 石島
- 労働省労働基準監督課
- 「週刊産経」記者
- 文部省社会教育課
- 労働省婦人少年局年少労働課
- 司会 労働省婦人少年局年少労働課長

下流 一、四九六 一、七二七
で、大部分が生活下流になつています。親元の職業は、

	年少者	成人
農業	五七四	六八五
日雇	三四六	二九六
その他	二六〇	二五八
無職	二七〇	三三二
漁業	六六	一一三
商業	六一	六二
工業	三八	四八
該当なし	八〇	一一二

で、以上からみましますと、生活の不安定に原因するもの、また親の考え方が封建的な階層に多いと云えます。

被害者の前職業は

	年少者	成人
無職	五七五	三一九
接客業	三六五	八五〇
農業	二七八	三三九
その他	三一六	一九二

等で、年少者の場合は無職が一番多く、成人は接客業が一番多くなつています。少年は前借にしばらく再度身売したというのではなく、親の貧困によるものが多いこと、また少年の期間に接客業に入つたものも相当に多いことがわかるのでありまして、少年保護の観点から大いに注目すべきであると思ひます。

水害・冷害の影響は?

石島 中央で報告をきいてみると減つてはいるようですが、現実にはどうでしょう。清水さん、新潟はどうですか。特に風水害と関連して……

清水 十三号の大風以来取締りに當つてきまして、新潟では水害はありませんでした。それから凶作だと云われていますが、これも話ほど悪くはないようです。重点的に取締りをやりましたが、案外なかつたのです。三件ありましたが、冷害というより家庭貧困に原因があるものです。時期的な状況の影響としては、

尾竹 私記事をとるために福島へまいりましたが、秋の風水害の結果というのはつかめませんでした。山間地方では人口過剰なので、ぼつぼつ出ています。が、やはり四月がピークのようです。ここでは里親制度で成功していました。今まで受入れ側だつた所の子供が売られ始めているのが最近の傾向のようです。

寺田 冷害に起因するものというのは特に出ていませんね。収穫も、東北・北海道の一部だけで、必ずしも悪くはないようです。水害の被害も災害復旧工事などで、当座は影響が出ていません。やはり四月ごろから出るのではないのでしょうか。

高崎 東北というとなんか人身売買がある、ということか頭にあるのではないのでしょうか。冷害によつて人身売買がふえるだろうとジャーナリズムがさざわ立っているで——それが却つてよいのかもしれません。が——実際は案外少いのではないのですか。先日地方から出てきた少年で、これは前借なしに、唯交通違反だけな



中央 石島 (左へ) 清水・寺田・山下・尾竹・森内 (右へ) 前田・高崎・(一人おいて) 木田

次に売られた経路をみましますと周旋屋二、〇四 知人 七六誘拐 一五 店頭募集 一三就職先の種類は接客業二、七四 その他 三六農漁業 三三 就業前発見 三三になつております。以上が国警における調査の二十八年上半期の状況です。

石島 ありがとうございました。十八歳未満は、三〇%位になつていますね。……

寺田 成人との比率が少し減

6 協力と同時に、青少年問題協議会でも、介入に入り、おこることを防ごうとする。

山田 一時に金が入るといふのは、大いにありがたいと思つています。また各官庁が集つて協議もします。

山下 末端では青少年問題協議会の委員や防犯組合その他の委員を、一人で兼任している場合が多いので、肩書だけに終つてしまつておそれがないでしようか。たとへば官庁で網を張りめぐらして、末端にこの様な態があるのが問題です。また地方の指導者も、お坊さんや人身売買をしていたり、罪悪感も幼さんの親切に感動して、罪悪感も幼さんという事柄もありません。

高崎 警察は通り一辺のものではなく、官位警察は通り一辺のものではなく、これらの現実を直視して徹底的に行わなければ駄目だと思ひます。

◆福祉機関・就職あつ施の活動など

前田 親は子供が家で食わない上に、いくら金が入るので子供を売るので、どうしたら子供を犠牲にしないで金が入る道があるか、その方法を知らないのです。労働省で、その様な面の警察や就職のあつせんに力を入れていただき、たいと思ひます。

高崎 県で児童委員が調べて、親の必要金を貸付できたら、大部分防止できるのではないかと思ひます。

石島 身元防止資金の貸付については、金が入らないで済みます。就職あつせんに、金が入らないで済みます。

寺田 生活保護と就職あつせんと、二本でよく必要がありますね。

高崎 農村で売られるのは、経済的に急に必要が迫つたときが多いので、身元資金も大切ですね。

行田 昭和八年ごろ三井物産が貸付制度を設け、五回ぐらゐつ返済するもので、これは大成功したのですが、昭和十四年には必要がなくなつたのでやめました。就職の世帯もしていましたが、

木田 親は切つて借付できないので、警察所において本人に目星をさせるようにします。それから就職施設や里親・職親に依頼します。むしろ親に対する反発心を助長させるようにするのです。

寺田 施設で悪い影響をうけるようなことはありせんか。

木田 物を大切にしない、というところが悪いところもありますが、それ以外に、いふよりよいようです。児童相談所長に、一昨、親権をかへてしまふのです。

徳永 親の親権をかへるために、すぐ施設に入れられればよいのですが、取替場所が足りなくて困りますね。一時取替の必要に迫られても、すぐ入れてはもらえない。

高崎 普通よい女中の仕事だといつて手紙を出して、いざ頃から出てきてみると、上野駅などに待つていて、まるで違うところへ世話する。それで父や、取替りや新聞広告などであつて、思われるものを購入するようにしたらいけないでしようか。

石島 文書警察の申出はほとんど行われないうです。新聞に出たものは、必ず購入するものがあると思ひます。

前田 東京駅より外に相談所を設けて、家出人を世話したらよいのではないでしようか。

高崎 今度設けられる婦人少年室の協助員に、職員などになつてもらつたらよいでしようか。

木田 民生部で今やつています。朝の五時から十二時まで、東京駅・上野駅などに出張しています。いま、厚生省の児童局として常時に人を置くために予算を要求しています。これは児童委員もつています。

石島 児童委員は受身の態勢にあるのですが、自衛的に行動して、これらの防止にあたるといふよりは、できないものではないでしようか。

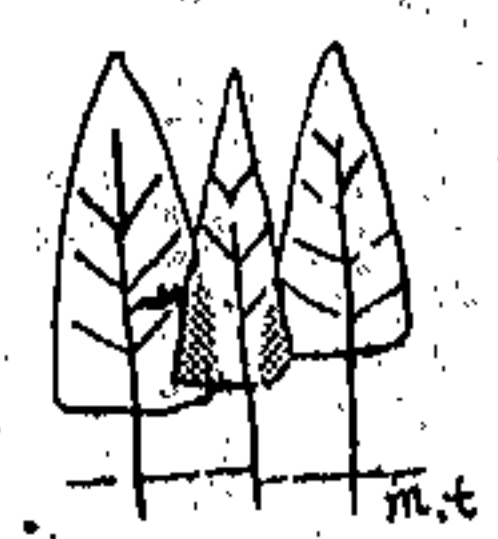
木田 誰でも、あつてはいる児童をみたら、委員に申し出ていただきたいのです。

尾竹 滋賀省のBBSをこれにも職員したらいでしようか。

前田 大学の学生で、食合に出るのがやつとですから、だめです。専任の人でなければだめです。

石島 これはお願ひなのですが、予防の調査をする様式や、警察官の協力のための警察の政策を簡単にまとめたものを作つていただけないでしようか。

石島 今日には御多忙中を御出願くださりまして、いろいろ参考になるお話を伺つて、ほんとうにありがたうと思ひます。



年少者の不当雇用慣行(いわゆる人身売買)の状況

婦人少年局第五回資料調査の結果より

はしがき

昨年各地をおそつた相次ぐ風水害や十何年来といわれる冷害の被災状況に加え、いわゆる人身売買の増加の懸念は社会一般に深い関心を呼び起している。

この問題は、今ここにこそ新しくとり上げる迄もなく、古くは奴隷として多くの商品化された形態から、近代の労働力の売買に重点をおかれた長期の人身拘束ともいふゆる「年傭買」へと質的变化をみせながら度々問題となり、又当局の度重なる保護、取締、啓蒙の強化にもかかわらず、依然として今日迄後をたない古くして新しい問題である。しかも法の網にかか

るものは氷山の一角ともいふべく、ごくその一部分であるといふことはこの問題がいかに根深く、その解決が一朝に行われ難いかを物語つてゐる。婦人少年局では従来四回に亘つて年少者の不当雇用慣行の資料調査を行つてきたが、第五回の調査ができあがつたので、その結果のあらましを紹介することにした。今回の結果は調査期間の関係から、直接風水害等に起因するものが現れてはいないが、今後その増大が予想される折から、最近の実態の一端として、この種事件の解消のために参考となるであらう。

調査の対象および調査方法は、昭和二十七年七月から昭和二十八年六月迄の一年間に関係機関で把握した

男女別・年齢別被害年少者数(延人員)

年齢別	男	女	計	%
12歳未満	1	8	9	0.2
12歳	1	8	9	0.5
13歳	4	21	25	1.8
14歳	10	63	73	9.9
15歳	17	212	229	12.2
16歳	25	430	455	24.2
17歳	40	716	756	40.1
18歳	24	201	225	11.9
19歳	1	81	82	1.7
不詳	4	71	75	4.0
計	127	1,756	1,883	100.0
%	6.7	98.3	100.0	

注 被害年齢は発見された当時の年齢をいう。従つて13歳19歳以上の年齢不詳というものは被害当時年少者であつたことが判明しているものである。

年度別被害年少者数

第3回調査	自昭和25年7月 至昭和26年6月	674名
第4回調査	自昭和26年7月 至昭和27年6月	1,489名
第5回調査	自昭和27年7月 至昭和28年6月	1,888名

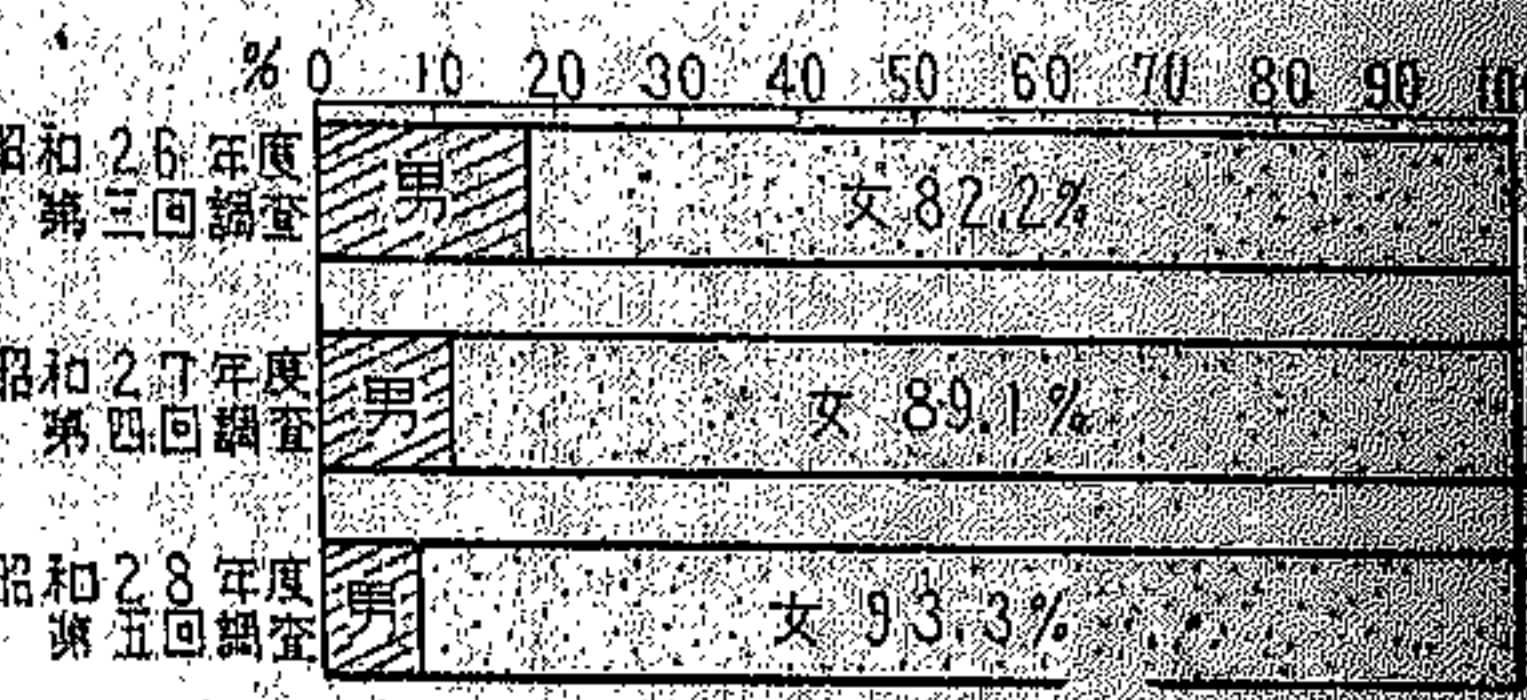
であるといえる。しかしながら前述のとおり、各関係機関の把握した事件をとりまとめたために、細大もろさず地方で蒐集出来たものではなく、又事件として明るみに出ないものがどの程度あるか推定出来ないのは従来の調査結果と同様である。これを性別・年齢別にみると男子一二七名、女子一、七五六名で、前回男子が二〇%強であつたのに比し今回は四%減となつており、これに対し女子は実に全体の九三・三%を占め、後に記す児童の就職先が接客婦等の売春関係に受入れられている者の多いことを裏書きしている。年齢では十七歳・十六歳のものが最も多いのは前回と同じであり、各年齢層の割合も前回とあまり差はない。なお、十八歳及び十九歳以上というのにも被害当時は殆んど十六、七歳であり、これらを合すると十六、七歳を山とする被害者の率は相当高率であるといえる。地域的な分布からみると、従来東北地方に多いといふられた身売り児童は第三回調査より全国的な拡りをみせ、今回の調査でも身売り児童が主であることが全国的に認められ、又受入県もすべて

満十八歳未満の年少者で、いわゆる人身売買の被害者(被害当時年少であつたものを含む)について地方婦人少年室が調査したものである。

一、被害年少者の概況

今回の調査による被害年少者は延一、八八三名で、これを前回の一、四八九名に比べると一・二六倍となつており、第三回調査の六七四名に対する前回の約二倍強の増加率に比し、その増加状況はやや横道い状態

被害年少者年度別・男女別比率図



県に直つてゐる。出所者も多く、その中には、一六三名、次いで福岡(二九名)、秋田(二五名)、鹿児島(二〇名)の順になつてゐる。受入県では福岡の八〇名が最も多く、次いで愛知(二八名)、東京(二二名)、神奈川(二〇名)、北海道(二〇名)の順であり、概して大・中都市を中心としてその周辺地区から流れてゐる傾向が顕著である。

二、発見された経路

これ等の被害年少者がどのような経路から発見されたかを見ると、前同と同一く警察関係が最も多く、一六六件で経路の判明してゐるもの一、二九四件の九〇・一%を占め、そのうち警察官の聞き込み探知によるものが大部分である。次いで労働部関係(労働関係によるもの(四五件、三・五%)、民生部関係(労働関係によるもの(四五件、三・五%)、新報連合関係、役場関係、人権擁護関係、新聞報道関係、役場関係、職業安定関係、学校における長欠調査によるもの等である。

三、雇用先について

特飲店、料理店、貸所、持食、茶屋、酒屋などの接客婦で、いわゆる娯楽がその業務内容と明確に判つてゐるものが一、一七七名で全体の六・一%を占め、更に

に就労相手の娯楽場、茶屋、酒屋、ダンス、女給等娯楽又はそのおそれのあると思われるものを併せると、一、五一四名となり総数(一八〇)の四〇%を占め、前回、結果よりこの方面の就業の増加がみられる。次いで農耕関係の男女合わせて一、五一名、続いて工員、子守、一般の女中、店員、人夫、その他である。就業後の状況については余りくわしい報告はないが、最も多い娯楽場についてみると、前借金返済のため自発的に売淫せざるを得ない手段で強制し、生計目でも客をとらせ、売淫を繰り返すに勤めがたないといつて一日中食事をとらない業者もある。娯楽場の半分は年少者の取り高は大体三分一六分となつてゐるが、娯楽場の逃亡を防ぐため常に現金をもたせ湯銭、たばこ銭のほかに紙の果てでその娯楽業者より現物を支給し、市制より一割高で前借にとり入れてゐる。そのため初めの前借金を返済できないのみか働いても働いてもかえつて前借金は膨らむ形式によつていく状況である。

四、親元の状況

これら身売りの直接関係の動機ともなる親元の背景である親元の状況を見ると、先ずその職業は農業(三〇八名)、日雇(二九五名)、無職(二五六名)、漁業(五八名)、工員(五七名)、炭坑夫(五四名)、商店(四一名)、行商(三八名)など、日雇、無職だけでも全体の三二・六%を占め、半失業者がやはり多く、また農業・漁業等原始産業に従事するものが多い。現業労働者、中小企業経営者、小売店、家内工業従事者等の不況生活の不安定がみられる。親元の数は一、七三〇名で、これが大体児童の親数であるといえる。親元の収入と家族数の間からみると五人家族一八〇名(二〇四%)、六人家族一五一名(八・七%)、以下四人家族一七八名、八人家族の順となつており、九人以上の多

子家庭もかなり多く、これに反し収入は少く、極度貧困といふものが二二三名(一三・四%)、収入額の判明してゐるものについても一人当りの一月の生活費が約六〇〇円(二、〇〇〇円)といふものが多く、平均して一、二〇〇円といふ状況であり、生活保護法の扶助のみにたよつてゐるものも二三名みられる。一方収入普通又は中流といふ家庭も四九名あり、これは家庭内の不和、放任、愛情が欠け失つてゐる親の、又は年少者自身の好奇心、虚栄心、嫉妬による家出等に起因して転落してゐるものが多い。

五、仲介者について

仲介者数は男女合せて一、一四九名で、男六四二名(五六・九%)、女五〇七名(四三・一%)、性別不詳四二名(三・六%)となつており、その数は前回とあまり変わらない。年齢的には四〇代の男が最も多く、一五三名(一三・三%)、次いで三四〇代の女、五〇代の男である。これらの仲介者が年少者を募集してつた仲介手数料は、前同同様一人当り一、〇〇〇円(一、〇〇〇円)未満までのものが二番多く二〇九件あつた。二、〇〇〇円未満のもの一三八件、三、〇〇〇円未満のもの一〇二件で最低三〇〇円、最高五七、〇〇〇円である。一人当りの仲介料は少く、一人であるが一人が何回も、又一回は何人も仲介してゐる場合が多いので併せれば相当の収入となる。さらに何方という年少者の前借金をそのまゝとつてしまふ悪質な業者もある。次に仲介人が被害者に近づいた経路と、被害者と仲介人の関係を見ると、他人が積極的に仲介の目的をもつて誘導したと明かにみられるものが最も多く三三六件(四四・四%)判明してゐるもの三七三件、更に被害者と仲介人が知人又は友人の関係、親兄弟が仲介人と知人の関係、被害者と仲介人が同村内に居住してゐるものが多い。

事例二

出身地 北海道
被害者 道南沿岸地帯・漁師の子、十五歳、二十一歳の男女合計九人(うち年少者二十七人)
契約期間 昭和二十七年四月頃より同年七月迄の間
前借金 各人一万円、契約期間五月一七ヶ月
受入先 道内空知支庁管内農家
労働内容 作男、作女、炊事子守、年少者のうち五人は新制中学校在学中、報酬は契約期間全期で二万円、契約あり。

仲介人 道内在住のY(四十歳、男、農家)
仲介手数料 一人当り六〇〇円(一、〇〇〇円)
仲介者は道内農家地帯の空知支庁管内農家が人手不足のため大量、青少年労働者を必要としてゐるのを希貨とし、道南沿岸地帯で漁業不振のため経済的に困窮してゐる漁師の子九人を募集して募集を得てゐたもの。児童は帰郷又は現状維持、仲介人及び雇主にいつては取調中。

なお、同地帯には更に約百名以上の入込労働者がいるのでこの種悪質仲介人及び、苛酷な労働を強制し又は横行して児童の福祉を害する雇主農家が判明。

事例三

出身地 神奈川県、被害者 H子(十七歳)
契約時期 昭和二十八年一月下旬
前借金 七万円、受入先 静岡県伊東市芸妓屋
労働内容 芸妓(売春、玉代、お酌一時間三〇〇円、泊り三、〇〇〇円)五、〇〇〇円、税金その他諸掛金天引の上切半
仲介人 男(年齢不詳、土木請負業)
仲介手数料 五、〇〇〇円
H子は十六歳の時から芸妓屋、特飲店等を転々とし、父母とも娘の娯楽に承知の上、住みかえの度に前借金をとつてゐたもの。本人がこの職業に嫌になつたので、父と母とで前借金を返すのを迫られたので芸妓屋に訴へた。なお、娯楽の職業は工員で十一人家族の貧困家庭であり、H子の娯楽は娯楽である。芸妓屋にて事件を収束中。

母親は子供六人をかかへ生活難から(月俸月収一、五〇〇円程度)、長女次女を機屋に住込ませ、三女は芸妓へ、四女は朝鮮人のところへ養女にやり、其男は前記農家へ前借金にて強制的に就業させられ、次男は「少年の家」に預けて一家の四散の状態であつた。青少年保護育成期間中に二年前から住込んでゐる子供の、ある日警察の聞き込みにより労働基準法違反として母親は前記地帯にあげられたが、昭和二十七年六月大

六、契約について

契約書をとりかわしてゐるものはごく少く、また期間を定めてゐるもの一二四件のうち大部分が一年迄の期間であり、最高で六年というものが三件あつたが、残る大部分は期間をはつきりきめてゐないもの又は不明のものである。

前借金は高額のものが多くなつており、一〇、〇〇〇円以上のものが四四〇名で、金額の判明してゐるものの七二・四%を占め、前同の四七・四%と比較して大なる開きがある。最も多いのは一〇、〇〇〇円(一五、〇〇〇円)で最高一〇、〇〇〇円、最低五〇〇円のものがある。一般に五〇、〇〇〇円以上のものは芸妓・芸妓見習等に多いが、特飲店も高額である。

七、事件の処置状況並びに対策

身売り児童の保護取締りについては昭和二十七年三月十四日次官會議の決定により関係各機関はそれぞれの活動分野を再確認し、有機的な連絡のもとに措置されるべき具体的方針を決定し、この線に沿つて取締りとその保護防止対策に当つてゐるわけであるが、今回の調査対象となつた被害年少者の保護処置をみると、大部分(五三三名、六六・三%)が家庭に復帰してあり、次いで前借金による資金の相殺や不当な雇用条件を改め正規の雇用契約のもとに現状に止つたもの、又

敬の恩典に浴す。年少者の処置については不明。



売られゆく四つのケース

—山形県年少者不当雇用の実例—

山形婦人少年室

いづれ人身売買といつても過言はな
いが、私たちに最も身近な防止しやす
い層にある学校の長久生徒の調査を通じ
て、東北地方の不当雇用の実態を知るべ
く具体的に記録して、世論の喚起と問題
解決のための参考に供したい。

この調査は昭和二十八年十月から十一
月の期間に県内中学校（本校二三三校、
分校二三校）に調査文書を送って長期欠
席者と満十八歳未満の卒業生の中で、現

在児童（又は保護者）を離れて不当な雇
用関係にある疑いのある者の回答を得
て、それを基に調査したものである。

なおこの調査にあたっては県教育委員会
調査課の協力をいただいた。

第一次調査結果の概要（五五五校から回
答を得たが、長欠者のうち一六六人、卒
業年少者のうち四六八人計一六二六名が、人
身売買に該当するものと判断された。そ
こでこの人々を対象として、さらに第二
次実地調査を行った。

いづれ人身売買の概念を「児童をし
て①その福祉に反するような労働、又は
②人身拘束を伴う労働を提供させ、その
対価として③金銭財物、その他を給付す
ることを内容とする契約、又はこれを④
あつせんする行為」としてみたとき、こ
れらの行為はいくつか組み合わされてい
る場合が多く、おおよそ次のように分類
することができるとする。

雇用形態	雇用の種類				該当数
	A	B	C	D	
所謂人身売買の形式に 該当するもの	六	八	三六	一一二	一六二
一応合法的な形をとつ て契約は人身売買の場にお かれていないもの					
学校教育法十六條三十 九條に違反しその上開 規定の①②に部分的に 違反するもの					
その他（養育されなが ら労働を提供するもの 等も含む）					
各中学校より回答を得 たもの					一六二

以下個人別の例をあげることにしよう。

A いづれ人身売買の形式に
該当するもの

例一 M子（父は兄弟八人、現在
家に父と兄二人、妹一人が
り、二人の姉は嫁ぎ、もう一人の姉は死
亡し、四番目の姉はまともな商売ではな
いと近所では見ている。母はM子が十三
歳のとき結核で長患いのあとで死んだ。
父は腕のいい職人で、長男を手伝わせて
相当の収入もあり、自作田四反を持つて
家族で耕作している。生活は村でも
中位に属している。

父親の性格は冷酷で、M子の母親が病
気の時も、看病はおろか医者にしかけた
がらず、M子が母親のそばへ慰めに近寄
るたびにしかりつけ、「早く死んでしま
え」とさへ言いつたという。四女が家
に寄りつかず養育院になつたのもこうし
た環境によるものであろう。三女も小学
校を出るとすぐ女工として働き、遠い工
場で勤務し、その地で亡くなつていく。
こうした父親のもとでM子は、母のな
い後は家事方端明を受けて中学校を卒業
したが、卒業して三日目にM子は、父親に連
いA県に女工として行くのだと聞かされ
てびつくりしてしまつた。母のいない男
世帯のこの家で、これから自分が中心に
なつて家事を本気でやつていきたいと考
へて、M子である。

父ともう一人の兄は男に売られて
いつたが、途中学校から帰る途に金のた
その妹にむきなり両腕を渡してM子は
涙をこぼしたが、平素お淑やかなるし
ている父親が、帰りのみやげ物の約束を
して妙にやさしくつたのが印象的だつた
と、その場に居合わせた友達に後に語つ
ていた。この事件の口は、この子供
たちの口から出たものであつた。

調査のためにこの家を訪れたときは、
M子が家の中で働いていた。新しい見事な
自転車（土間）にあり、通つた兄も
人のよきそなたな者（来）であつたが、父親
は近所に出かけるといつたというこ
で不在であつた。M子が見せてくれたM子か
らの説明には次のように記されていた。

「その後お母さんありませんか。私も元
気で働いておられます。一月二万円す
つ入れておられます。あと四万円でき
るのです。十一月で終ります。小遣は
りません。私もうれしく思つてい
ます。よろこんでください」

それほど貧しくもない父親が娘の労働
の手形として通つていく二万円余りの金
を、こうして毎月の収入の中から返済し
ているのである。年少者には許されない
長時間労働によつて得る微かな賃金を小
遣いとして暮らしていることがこの説明で
知られる。親の子供への無理解とか、平
常の私利私欲の概念とか、誤つた親孝行の理
念とか、すでに幾度も話題にされてきた
問題であるが、身近な例として掲げら

せられた問題である。

例二

K子は六歳のとき母と死別、
また父とも九歳で死にわかれ
た。姉妹五人はそれからずっと祖母の手
一つで育てられてきた。山間にある四反
近くの田が、この家族の人たちの唯一
の命の綱であるが、老母が七歳のK子
の姉一人を相手にして耕作する種作りな
ので、その収穫はしれたものである。子
供たちのたべしるにも足りるはずはな
く、生活保護費を三千円受けてどうに
か生き延びてきた。しかし子供たちが育
てば育つほど飯米は足りなくなるので、
姉妹は農業の手伝いに家に残り、K子は十
歳ころからあちこちの子守をして食へさ
せてもらつていた。中学も殆んど欠席が
あつたが、学校でも同情して二年に
籍をおいてくれた。

四月の末、近所の旦那が一人の見知ら
ぬ男をつれて、この老母を訪ねてきた。
やがて五月はじめ、この見知らぬ男に連
れられてK子は遠いS県まで織工として
働きに行つたのである。老母はこの男の
名前も、行つた先の所帯地さえはつきり
知らなかつた。この男を知っているのは
例の旦那一人だけらしいが、調査に行つ
たときは、長期の出稼ぎに行つたあとで
遂にききだすことができなかった。こ
うして娘一人の就職のとり決めは、実に簡
単に、非常識なほど手落ちだらけのうち
に取運ばれたのである。

生涯に渡りてた老母は「工場」へ行

ば、本人が千円もあつて、そのほかに三
千円毎月送つてよとすという酷だで待つ
てゐるけれど、半年の間に手紙の中に百
円二枚入つて、二度来たきりよと落胆
しながらも、望みを捨て切れない様子で
あつた。

簡がまるとするとき、その男がおばあ
さんにそつと千円札をにぎらせ、K子に五
百円札を渡し、それで簡はきまつてしま
つたのだ。娘の労働の価値を叩けるだけ
叩いて、しかもたまに買つていくとい
う人権無視の例である。

以上二つの例は、いづれ人身売買のサ
ンプルであるが、調査の対象が中学の年
少者なので、あつては人身売買の身売りは
表面に浮び上らず、労働の不当雇用の多
かつた。ここで考えさせられることは、
これらの事例が土地の人同士で行われ、
いづれ他国者ではないという安心感で、
当然のこととして見逃されていることだ
である。あつては娘は屋根の修繕費を稼ぐ
によつて出て、親孝行をしたなどという
考え方が、社会通念になつていっているの
である。それが人身売買の身売りでないときはい
つそ開明されがちなものである。

B 一応合法的な形をとつて実
際は人身売買の場に置かれてい
るもの

A の場合のように個々の条件そのもの
には違法ではないが、実質的にはいつそ

危険な人身売買の場に置かれてい
るもの、又は、H子は一姉の勤め先で養育されても
は置かれようとしてい
るものがBの形態
で、これはAの例などよりはるかに複雑
で、法網をくぐつてすり抜けている。そ
してこの場合、きまつて人身売買を伴う労働
化された娘の人身売買的行為が常習と
なつてい
る。形式的には仕事の内容を料
理屋の飯炊きとか女中・ゲーム取などと
名目をつけ、表面には前借もなく、契
約期間もはつきりきめず、その上仲介人
としてとり立てる程の人もない。それが
半年も経つと、あつては装つたねえさん
になつて村に帰つてくるようになり、年
ごろになるころには養育院として自他と
もに受け入れられてしまふ。こうして村
に帰つても落ちつかず、だんだん村から
遠ざかつていく。昔から山形出身の婦
や姉妹の数は伝統的に他県より多いと云
われているが、ここにあつては例も転落へ
の芽生えを物語つてい
る。

例一

H子は七人兄弟の三番目、
妹三人、第一、兄は十五歳
で農業見習に行つたばかりである。父親
は体が弱いかの理由で働かず、母親が
自由労働者となつて月四五千円の収入
を得ているにすぎない。父親は精神的に
も欠陥があるらしい。H子の姉は三年前
からT市の料理屋に働き、毎月必ず仕送
りを続け、四五千円送つてきた月もあ
つたという。この一家はこの姉によつて
支えられてきたものであつたが、
それでも貧困の苦しさはとどろきにもな

ず、H子は一姉の勤め先で養育されても
いながら学校に通うことになつたとい
う理由で、転校を学校の先生に申し入れた。
その申出によつて、学校では、その手続
きを完了してしまつた。H子を見送つた
受持の先生と教友たちは、連れてい
た姉のけげんばしい服装と無教養なしぐ
さに驚き、不安と危惧を感じ初めたので
あつた。

姉の雇用先は養育を伴う料理屋である
ことが推定されていたにもかかわらず、
肉身の姉自身の手で連れていかれたので
あり、身仕度や旅費もすべて姉の支出で
労働といつても掃除や使い走り程度で
賃金とも云えず、学校にも本人の希望で
いつでも手続きはすると、簡はきわめて
妥協的である。現在のH子の状態に疑い
をはさむわけにはいかないが、彼女の置
かれてい
る環境はすこぶる淫靡的な雰囲気
で、将来H子が姉と同じ道を歩かない
とは誰も保証できない。しかしそうなの
なとしても簡の責任でもなく自ら望んだ
という結論になりかねないし、かりに本
人がそうなることを拒んだとしても、見
えない環境の力は大きくH子を取りま
いてしまつてい
る。

例二

T子は第四人妹二人を持つ七
人兄弟の長女として生れた。
父親はあまり働かずと神神酒を
あり、季節のよい時だけ酒屋に出で肴干
の目録を掲げ、以外に収入の道はな
い。それで一家のくらしは親の行商から

得る利益にたよっている。T子の弟も家計を助けるため、中学未修了のまま母の行商を手伝いつづけて現在十六歳である。次の妹も中学一年であるが、幼い弟妹の世話や炊事のために学校へも通えない有様である。

T子も去年の春から遠いC県に女中として働きにいつている。家がこんな状態な上に、父親の身勝手な考えから、T子の給料は親元へ送られることが多かった。この九月にも父親は再三T子に手紙を出して送金の要求をしたが親のつづてなので、ついに父親は「チチキトク」親が「チチキ」と電報を打った。ところが親主から「当家にあらず、家にすてに帰つてないか」という手紙がきたので、父親は驚いて警察に捜索願を出した。

娘はC県からさらに数百里離れたT県にいたことがわかった。しかも自分から頼んで友人と一泊に住みこんでいつたのであるが、業務内容は不鮮明で、その上父親が早速送金を要求すると、まだ就職して半月くらいにしかならないのに、親主から一万円の為替が送られてきた。T子がこころをきた旅費や前の親主へのT子の借金も今度の親主が出していることが、その手紙から察しられた。生活無能力者の父親は、大抵な一万円をだまつてふところに入れてしまい、母親は相変わらず行商に下駄の歯をすり減らし、涙れきつてゐる。お母さんといふ父親の顔

色はむしる健康色に見えた。

C 学校教育法十六条、第三九条に違反し、その上前記①②③④に部分的に違反するもの。

A・Bの例のようにはつきりした人身売買の形をとっていないが、年少者の福祉が確保されず、不当な雇用の条件におかれています。このケースで、その大部分が貧乏に原因しており、さらに封建的因習の残滓が、これらの恵まれない社会や家庭をおおっていることも否めない事実である。

例一 Rの父は出稼ぎ労働者で、子供は七人、Rは三男である。一年に何回か帰つてきで、僅かな金を渡すのであるが、不安定な日雇賃金と二重生活の不都合も手伝つてはつきりした生活にならず、母の足も進んでいく。この不安定な生活に耐えかねて長男は放浪生活に入り、行方不明になつてしまひ、二男は母の病状を見かねて土工になるために山地の工事場に出かけたが、途中谷間へ落ちこんで溺死してしまつた。

例二 Nの一家は終戦後、この地方の開拓部落に移り住んで、生活の立直しを始めたのであるが、荒地を開墾したばかりで得るわずかな収入と生活保護金三、二七〇円を受けて、一家八人が生活しなければならなかつた。長姉は十五歳で町へ女中に働きに出た。二年後には次姉も近所の農家に働きにでたが、それでも一家は栄養失調からがれることはできなかった。とは云へ一家は貧乏の中にも美しい愛情に結ばれ、親子相扶けの心は近所でも語りつがれてゐた。ところが昨年の冬、もう食ふものもなく、空腹な子供たちのために、母親は炊爨の炊出でいつたのだが、そのまづい炊爨がなくなつた。母親は凍死体となつて稲藁からぬ山林の中に見出されたのであつた。

Nはこの開拓地に移り住んで、升進を待たずに学校へ通うのも習慣となり、職事や畑の手伝いで欠席しがちであつたが、十四歳のとき、世帯主の人があつて、年一萬五千円の約束で、農家へ「わかせ」として働きにいくことになつた。そして農繁期の激しい労働も、大人たちといつしよに働き通して現在にいたつてゐる。

例三 Nの一家は終戦後、この地方の開拓部落に移り住んで、生活の立直しを始めたのであるが、荒地を開墾したばかりで得るわずかな収入と生活保護金三、二七〇円を受けて、一家八人が生活しなければならなかつた。長姉は十五歳で町へ女中に働きに出た。二年後には次姉も近所の農家に働きにでたが、それでも一家は栄養失調からがれることはできなかった。とは云へ一家は貧乏の中にも美しい愛情に結ばれ、親子相扶けの心は近所でも語りつがれてゐた。ところが昨年の冬、もう食ふものもなく、空腹な子供たちのために、母親は炊爨の炊出でいつたのだが、そのまづい炊爨がなくなつた。母親は凍死体となつて稲藁からぬ山林の中に見出されたのであつた。

例四 Nはこの開拓地に移り住んで、升進を待たずに学校へ通うのも習慣となり、職事や畑の手伝いで欠席しがちであつたが、十四歳のとき、世帯主の人があつて、年一萬五千円の約束で、農家へ「わかせ」として働きにいくことになつた。そして農繁期の激しい労働も、大人たちといつしよに働き通して現在にいたつてゐる。

例五 Nはこの開拓地に移り住んで、升進を待たずに学校へ通うのも習慣となり、職事や畑の手伝いで欠席しがちであつたが、十四歳のとき、世帯主の人があつて、年一萬五千円の約束で、農家へ「わかせ」として働きにいくことになつた。そして農繁期の激しい労働も、大人たちといつしよに働き通して現在にいたつてゐる。

例六 Nはこの開拓地に移り住んで、升進を待たずに学校へ通うのも習慣となり、職事や畑の手伝いで欠席しがちであつたが、十四歳のとき、世帯主の人があつて、年一萬五千円の約束で、農家へ「わかせ」として働きにいくことになつた。そして農繁期の激しい労働も、大人たちといつしよに働き通して現在にいたつてゐる。

「いわゆる人身売買」の関係法規

「いわゆる人身売買関係」法規は広範囲にわたつてゐるが、おもなものとして次のようなものがある。◎印のものは特に違反が多いものである。

事項

適用条文

(一) 日本国憲法関係

- 一、個人の尊重 第十三条
- 二、奴隷的拘束及び苦役からの自由 第十八条

(二) 民法関係

- 一、公序良俗 第九十条
- 二、未成年の護子 第七百九十八条

(三) 労働基準法関係

- ◎一、強制労働の禁止 第五条
- ◎二、中間拘束の排除 第六条
- ◎三、契約期間 第十四条
- 四、労働条件の明示 第十五条
- 五、賠償予定の禁止 第十六条
- 六、前借金相殺の禁止 第十七条
- 七、未成年者の労働契約 第五十八條
- 八、未成年者の独立賃金の請求 第五十九条

(四) 職業安定法関係

- ◎一、有料職業紹介事業 第三十二條
- 二、無料職業紹介事業 第三十三條
- 三、職業斡旋 第三十六條

四、委託募集

五、労働者供給事業の禁止

◎六、不当な手段による職業及び労働者斡旋

- ◎七、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就労する目的で職業及び労働者の斡旋 第六十三條 第一項 第二号

(五) 児童福祉法関係

一、不具形児童の公衆娯覧

- 二、児童にこじきさせ又は児童を利用してこじきをする 第三十四條 第一項 第二号
- 三、満十五歳未満児童をして曲馬等により公衆娯楽に供す 第三号
- 四、満十五歳未満児童をして戸外で歌、遊芸等を行わす 第四号
- 五、満十五歳未満児童をして酒席にはべらす業務 第五号
- 六、児童に淫行をさせる行為 第六号
- 七、右の行為をなす虞ある者に対し児童の引渡し又は斡旋をする 第七号
- 八、正当な職業紹介機関外の者による営利的児童養育の斡旋 第八号
- 九、正当な理由外による児童の心身を阻害する行為をなすことを目的として自己の支配下におく

(六) 刑法関係

行為 第九号

- 一、淫行の常習でない婦女を営利目的で勧誘し姦淫さす 第八十二條
- 二、不法逮捕と監禁 第二百二十條
- 三、生命、身体、自由、名誉、財産等に害を加ふる目的で人を脅迫する 第二百二十二條
- 四、右第二百二十二條の目的で、人又は親類に対する職務な業務の強要と権利の妨害 第二百二十三條
- 五、未成年者の略取又は誘拐 第二百二十四條
- 六、略取、わいせつ、又は結婚の目的で人を略取又は誘拐する 第二百二十五條
- 七、略取、誘拐、売春等をもつて人を日本国外に移送さす 第二百二十六條
- 八、右第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條の刑罰 第二百二十七條
- 九、略取及び誘拐の未遂罪は罰す、 第二百二十八條

(七) 勅令第九号（婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令）

- 一、暴行、脅迫によらず、困惑させて婦女に売淫させる 第一条
- 二、売淫の内容とする婦女との契約 第二条
- 三、右二条の未遂罪は罰す 第三条
- 註 勅令第九号は、昭和二十七年五月六日法律第一三七号「ヤクザム宣言受諾に伴ひの諸する法律」及び勅令第九号の附則に於ける法律として施行されるものになつたものである。

昭和八丈実記

尾竹二三男



新聞界に身を置いていられ、プレスコードが、どうの、どうのとなさういふことをいふことも、何となく、何となく、ひたすら自分たちのモラルというものを体得する。

僕が混血問題や、人身売買の問題に、特に関心をもちようになつたのも、この何となくといふことなしたモラル——いつてみれば、弱者には味方をしよう、という、ごく素朴で、原始的な衝動で動き出したといえるだろう。

探訪に、取材にと社を出かけて行くときは、いつもそのような気持ちで働いているといふことは、いかなる事象である。

首都の御膳元の入八丈島に、いわゆる人身売買の問題とは、厚生省監獄下にある八丈島獄野徳風会に絡む事件である。戦後混乱した内地の環境では育てられない。何とかよい環境の中で、社会教育や社会生活と切り離して、これらの子供たちを立派な社会人にして世の中に送り出すという同会関係者の理想が、この島にたがひ、遂に望みかたがたに消えた。一種の少年たちによつて放火事件まで惹きおこしたという不幸事象である。

子供たちは終戦当時、十歳から十三、四歳、身寄りのない児童であつた。この子供たちの中には、ゆる不良少年もいれば、戦災孤児もいる。放浪癖や逃走癖のある子供もいた。保田会長は、これらの子供たちを農場のある霞国で離れ小島で、出来だけ悪い刺激を避けて育てようとしたのである。

だが、御承知のようにこれらの施設は児童福祉法によつて、法定の成人年齢——すなわち十八歳にならば、いかなる場所でも、子供たちの身を立ってやらなければならぬのである。そこで、何人かの子供たちが、島の農家や漁師の家に買われて行つたが、うまく行かなかつた。あるいは徳風会の施設に送つた子供たちも、徳風会寮に対する放火事件、続いて同会東京引揚げになつたわけだが、これらが、島送りの少年の問題となり、これに關連して、いわゆる人身売買の問題が中央で取沙汰されるにいたつたのである。

いままで、各報道機関などにしばしばとり上げられ、またこの問題の關係者などで論議的となつた「いわゆる人身売買」——特殊雇用慣行が、東京と目と鼻の八丈島に、どんな形で現れるか。いふ果して突在しているものであろうか。

流しにあつて、現在も働かされている少年がいる。その少年たちは、都内あるいは神奈川県下あたりの保護施設から送られて、いまもまだ逆境にあえいでいるといふのである。賠償を燃焼させる絶好の問題である。

八丈島の「いわゆる人身売買」問題とは、厚生省監獄下にある八丈島獄野徳風会に絡む事件である。戦後混乱した内地の環境では育てられない。何とかよい環境の中で、社会教育や社会生活と切り離して、これらの子供たちを立派な社会人にして世の中に送り出すという同会関係者の理想が、この島にたがひ、遂に望みかたがたに消えた。一種の少年たちによつて放火事件まで惹きおこしたという不幸事象である。

僕が五丁の黒潮丸にのり込むまでこれらの問題を大きな課題として幾度か胸の中で検討しつづけた。さらに取材の方法を考えたとき、たとえいくら東京と直結された八丈島とはいへ、比較的封鎖性が強いとい

した。先日の学友が東京から次のような手紙をよこした。「あまり頭がよくない僕は体力で生活を守つてゆかなければならぬのに、唯一の財産である休まずで、こんなひびが入つてしまつて、これからの長い生涯をどうして生きていくのかと思つと、眼の前がまづくらになつてきます」

このような事實は決して私の身近かにだけあるのではありません。労働者婦人少年局の昭和二十六年度調査による「定時制高校生と全日制高生者の健康状態の比較」を見ると、休日は男子十七歳で定時制生徒は一・九キログラム少く、女子は十五歳で〇・六キログラム少く、その差が大きくなつています。また結核性疾患罹患率は、全日制〇・七％に比べ、一・四八％となつています。このような事實からみても、年少者が夜学に通うことはむづかしいのです。そして結核の温床の中に入つていくものだと云えるでしょう。

健康な労働者こそ、日本再建の源泉であり、国家を繁栄に導く基本的な力です。しかし私たちの眼の前には、働く意欲を失ふような悪条件が余りにも多すぎます。それは私たちの力では、とうてい解決できないことです。また社会的な同情や雇用主の理解を深めるといふようなことだけでも解決できないことだと思ひます。この問題の解決には、財政的裏付けのある抑束力を持つ法的施策を確立する以外にない、私は信じています。それによつて働かながら学ぶ夜学生、年少労働者の健康保護の問題が解決され、教育の機会均等も実現されることと思ひます。

と思われる島の中で、どんな形で、その実体をつきとめようか、と首をひねつた。

さいわい、僕の風している週刊誌で、村上元三氏が「鎮西八郎」の連載小説を書いておられたので、為朝の史跡巡りということにしようと思つた。

一月の八丈島には、東京で真夏に咲く赤いカンナが咲いていた。僕は為朝公の史跡探訪の記者である筈だから、真正面から「徳風会出身の子供たちは残つていないだろうか」ということを問ひたい。九一日を無駄に過してしまひ、そうになつたとき、島の中央部立村郵便局磯崎局長の御好意で、ようやく「島送りの少年」二人に巡り合ふ段どりをつけて貰つた。

この二少年との邂逅がきっかけになつて、僕は五人の少年と面談することが出来た。少年たちは、中の一入をのぞいて法定成人年齢に達して、その雇用主に買われて行くときには、みんな自分の意志であつたことを認めた。だが、誰かが、はつきりした労働契約を結んでゐるのではなく、もちろん福祉施設も何もない労働環境であつた。これは雇用主側の農夫、漁師も同じ条件なのだ。家族同様の待遇で」といふ所に、この少年たちの雇用条件が、まづたかアマイにされるところに陥せいが潜んでいるように見受けられた。

僕が探訪したある一軒の農家の縁先で——

「ほんとうに、あの子も可哀そうで、私たちも本人の気の向くままに、家の者同様にしたいようにさせているのですよ。」

僕がいろいろ不眠な間にこたえる農夫の表情には虐待の、酷使の、悪しきなど露ほども見られない。いつてみれば善意そのものである。だが、そこに働く元収容所が、病氣やけがなどをしたときには、どうなるのか。あるいは彼らが十年なり、二十年働いたらどうなるのか。そういう配慮はどこにも見られ

の子供たちを立派な社会人にして世の中に送り出すという同会関係者の理想が、この島にたがひ、遂に望みかたがたに消えた。一種の少年たちによつて放火事件まで惹きおこしたという不幸事象である。

子供たちは終戦当時、十歳から十三、四歳、身寄りのない児童であつた。この子供たちの中には、ゆる不良少年もいれば、戦災孤児もいる。放浪癖や逃走癖のある子供もいた。保田会長は、これらの子供たちを農場のある霞国で離れ小島で、出来だけ悪い刺激を避けて育てようとしたのである。

だが、御承知のようにこれらの施設は児童福祉法によつて、法定の成人年齢——すなわち十八歳にならば、いかなる場所でも、子供たちの身を立ってやらなければならぬのである。そこで、何人かの子供たちが、島の農家や漁師の家に買われて行つたが、うまく行かなかつた。あるいは徳風会の施設に送つた子供たちも、徳風会寮に対する放火事件、続いて同会東京引揚げになつたわけだが、これらが、島送りの少年の問題となり、これに關連して、いわゆる人身売買の問題が中央で取沙汰されるにいたつたのである。

いままで、各報道機関などにしばしばとり上げられ、またこの問題の關係者などで論議的となつた「いわゆる人身売買」——特殊雇用慣行が、東京と目と鼻の八丈島に、どんな形で現れるか。いふ果して突在しているものであろうか。

僕が五丁の黒潮丸にのり込むまでこれらの問題を大きな課題として幾度か胸の中で検討しつづけた。さらに取材の方法を考えたとき、たとえいくら東京と直結された八丈島とはいへ、比較的封鎖性が強いとい

健康な労働者こそ、日本再建の源泉であり、国家を繁栄に導く基本的な力です。しかし私たちの眼の前には、働く意欲を失ふような悪条件が余りにも多すぎます。それは私たちの力では、とうてい解決できないことです。また社会的な同情や雇用主の理解を深めるといふようなことだけでも解決できないことだと思ひます。この問題の解決には、財政的裏付けのある抑束力を持つ法的施策を確立する以外にない、私は信じています。それによつて働かながら学ぶ夜学生、年少労働者の健康保護の問題が解決され、教育の機会均等も実現されることと思ひます。

（東京労働基準局勤務、県立追手前高校定時制三年生）

（東京労働基準局勤務、県立追手前高校定時制三年生）

（東京労働基準局勤務、県立追手前高校定時制三年生）

（東京労働基準局勤務、県立追手前高校定時制三年生）

（東京労働基準局勤務、県立追手前高校定時制三年生）

労働金庫の話

一、労働金庫の設立まで

金融機関には銀行・相互銀行・信用金庫・農業協同組合・水産業協同組合などがあり、このうち農業協同組合・水産業協同組合は販売・購買などの事業とともに金融的な信用事業を営んでいます。その他のものは金融事業だけを専門に営んでいます。これらの金融機関はいずれも商業とか鉱工業或いは農林・水産業のような生産金融や産業金融だけを扱うもので、働く人たちが生活資金を借りることはできません。以前は政府金融機関の二つとして、庶民金庫と恩給金庫があった。勤労階級の人達に生活資金や生業資金の貸付をしましたが、今は両方ともなくなつてしまいました。そのあとに国民金融公庫がつくられましたが、これは生業資金すなわち小口の事業資金を貸すものにその性格が變つてしまひ、消費金融を扱う金融機関は、住宅金融公庫を除いては全部なくなつてしまひました。それで貸金や給料で生活している者がお金が必要になつた場合、家族の病氣や結婚や葬儀、子供の入学や家の修理、給料支払の遅れなどを、金融して

れる機関をせひとも作らなければならぬといふことになりました。

そこで労働者だけの力でこうした金融機関をつくらうという運動が、労働組合を中心に進められました。これは外国にも例のあることで、英國にはすでに八〇年もの昔から、O.W.S.銀行という労働者の銀行があり、今では日本の金に換算すれば二千五百億円もの資産をもち、英國五大銀行の一つにまで発展しています。アメリカやドイツでもこうした労働者の信用事業はなかなか盛んです。金融機関の経営というものは、いろいろな企業の中でも最もむずかしいものとされていいますが、果して今の日本の労働者にそうした能力があるだろうかといふことがはじめのうちは心問されていきました。金融機関はまず預金という形で沢山のお金を集めなければなりません。日本の労働組合も今日ではその基礎が着々と固められ、中には何千万から億という大きな資金を持つていゝものさへありますが、こうしたお金も殆んどどこかの市中銀行などに預けられていました。ところが組合員にとつて利便性のないのは、こうして銀行に預けられた資金は、組合の交渉の相手方、すなわち資本家の人達に廻され、それらの人の力をつよめるためにつかわれていくことです。そこでこうしたお金を労働者自身が管理することによつて、労働組合の力を強め、さらに個々の労働者の福祉に貢献し得るならぬといふ

のが労働金庫の理想です。また個々の労働者としても乏しい収入の中から郵便貯金などをしていゝ者が少くはありませんが、郵便局はお金を預かるだけで、どんなに長い取りあつても、困つたときにお金を貸してくれません。そこでこうした個々の労働者、零細なお金をも、組織の力を利用して広汎に集めることができれば、その額も相当なものになるわけです。これで労働者の福利事業のために資金を向けようといふのが労働金庫の大きな狙いなのです。こうして、昭和二十五年にまず岡山と兵庫の両県に最初の労働金庫が設立されました。しかし当時はまだ労働金庫のための法律もありませんでしたから、中小企業等協同組合法による信用協同組合の形をとつたものでした。ところがその成績がきわめて良かったので、現在では三十三の都道府県に普及して、現在では三十三の都道府県に設立され、また昨年の夏には待望の労働金庫法も制定され、労働金庫は今や労働階級のための唯一の金融機関として自他共に許すまでに発達してきています。

二、労働金庫の組織と事業

労働金庫の特徴をなす第一の点は、労働組合・消費生活協同組合・公務員の職員工会・健康保険組合・共済組合等の団体による協同組織をとつていゝことです。そのために協同を目的とせず、利用者自身がその運営に當り、もし決算の

きにも思ふに當つていたならば、それはずべて利用者である組合員に還元されます。いまのところ労働金庫の設立されていゝ県も十二、三ほどありますが、今年中には全部設立をされるでしょう。労働金庫の預金残高は、去る十二月の末で五千億円を突破しましたが、これは昨年の同月にくらへ二倍半といふ伸び方です。

こうした預金は主として労働組合がその組合員の収入の中から百円、二百円という零細なお金をまとめて金庫に持つて来たものですが、殆んどのものが組合と全社との労働協約によつてその預金を組合員の月給袋から天引することになつていゝから、預金者の側としても手数料はかかりませんし、金額も少額でその人の生活に特にひびく程のものでもありませんので、知らず知らずの間にまとつたお金が増えられていくことになりま

す。労働金庫でも銀行と同じにいろいろな種類の預金を取扱つていますが、労働金庫の定期預金や毎月一定の金額を預けてゆく定期積金などが多く利用されています。そのため労働金庫の預金は要求されるよりも定期性の預金の方が多い、銀行とは逆の現象を見せていますが、これは金庫の健全性を示しているもので、然しいずれの預金も銀行よりも利率は高率ですから預金者には大変有利な

三、生活向上のために

労働金庫の貸付は金庫の会員か或は会員である団体を構成する個々の労働者に限られています。こうした労働金庫の間接成員は、全国で凡そ三百万人に達しています。いま全国三十三労働金庫の貸付金残高は、三十八億円ですから、預金総額の七六%に當ることになります。一般の銀行の貸付が預金残高を上廻り、オーバー・ローンとして問題とされているとき、労働金庫のこうした経営形態は非常に健全であるといふことができます。次に労働金庫から貸出されたお金はどういう方面につかわれているかといふと、団体と個人の割合があり、団体対象の貸付では、労働組合等が行う福利共済事業のための資金が四五%で最も多く、年末や夏期手当の立替金、生活協同組合の運転資金などが、その主なものです。一方、個人貸付の方では、生活費が大半の六四%を占め、以下住宅費・医療費・結婚葬儀費・高利肩替り費・教育費・納税費の順となつております。特に昨年の西日本を近畿・中部地方の風水害には、現地に労働金庫は、機を失せず罹災労働者のために生活立直しのための資金を特別に安い利息で貸出し、また年末には貸金返却年手当の要給滞遅れをためるため生活に困つていゝ労働者に対して金庫側の保証のもとに生活資金の貸付を

行い大受取解を博しました。然しこうした災害や年末貸付対策のための特別貸付は、その利用者が極めて広汎に及りますので創業間もない労働金庫としては、自己資金だけではこれをまかない得ない場合があります。そこで政府は労働金庫の活動を側面から支援するため資金運用部資金の中から、五億数千万円もの資金を流してこれに當てました。

労働金庫からの貸付金利は、金庫により、また個々の対象により一様ではありませんが、いずれの場合でも、日歩五銭（百円につき）日五銭の利息を越えることはありません。こうした貸付金利は担保があるかないかによつても大差に違ひます。普通、担保には預金・有価証券・或いは土地や家屋などの不動産が多く当てられますが、労働金庫でも定期預金などを担保とした貸付の利息は、日歩二銭位で大変安くなります。こうした担保がなく、信用貸する場合の平均利率は、日歩四銭位になります。銀行では一件当りの貸付平均は、二、三百万円にもなつていゝのですが、労働金庫のそれは非常に小回で、一件平均一万円から二万円くらいです。銀行にくらへれば大差に手数も経費もかかるわけですが、労働金庫では、宣伝広告費や店舗の費用などをなるべくつかわないようにして、安い利息で融資をしています。労働金庫の預金の伸び方は大変好調で、いずれの金庫でも段々資金的な余裕も出て来ております。そ

◇給料をどう使つてゐるか

一 寄宿舎の年少女子工員の消費生活

浅谷 武士 郎

の者を選定した。

十五才（八名）、十六才（十九名）、十七才（二十一名）、十八才（十九名）

項目	平均金額	多
家庭への送金	二〇六	三九
時金	三九四	八
衣類、身用品	八二三	一六
月賦の掛金	一〇〇	一
間食費	一三〇	二
娯楽費	八九	二
修繕費	一六六	三
交通費及び家庭への土産品	二八八	六
食費（控除される）	一一〇〇	三

（山形県上山長谷川町小所労働組合）

付属寄宿舎に生活してゐる女子工員の消費生活を調査して見た。当該寮所は奥羽三寒境と云われる温泉町で、浴槽と云うよりはむしろ歓楽客の多い華やかな町なので、その影響は大きい。又、工員の平均年齢から見ても、最も自分の服装に身をやつしたがる年頃なので、工場に入り込む月賦販売店に支払う金額が毎月上昇してゐることは注意を要する。

出身家庭は大部分が附近農村の出身者で、しかも零細農家の子女なので、家庭への送金は漸次増加しつつあることは甚だしい。概ね昨年あたりから消費面で堅実さが現われてきたことが認められる。

一、調査月 昭和二十八年十月

二、対象人員は六十七名（平均一六・七）で、特に年少者保護の意味で次の年齢



福岡県

炭坑の主婦たち

河村すみ子

黒ダイヤの宝庫として、全国出炭量の五四・六割を占めている福岡県では、三二四、八九〇人の炭坑労働者が坑道深く日夜石炭にいて、それらの人々の心身を温め、家庭なり主婦たちの生活はどんなものであろうか。やまの近況と主婦たちの当面している問題の二、三を挙げて、今後の炭坑主婦への協力の方角づけとしたい。

註***福岡通産局調二十八(九月)現在

炭坑

産業のパンと云われる石炭が、そのコスト高のために諸産業に及ぼすところは大きく、加えて昨年の長期ストによつて国内生産に依存しかねるというので、輸入炭や重油に切り替える工場も多くなり、炭坑は貯炭の山となり、不況の波が押し寄せて来ている。

戦後、炭坑も漸く、坑道も遠くなる一方で、従つて電力も倍加し、労働力も大急ぎと云うわけ、この石炭のスト引

下げに先ず生産能力を高めるための整頓開発が着々と進められている。政府や大手筋では生産高引下げの只一つの望みとして炭坑開採を五か年計画で実現しようとして、開採事業がなされつつあり、更にカッパ、探炭、さては無人探炭機と称せられているラバーメン・カッターローダーを用いるなど、炭坑は刻々と合理化、機械化に重点強化されて行く。

石炭の需要減少による不況と、企業合理化に伴う人員整理は先月の炭坑側を激痛に陥れ、はげしい闘争が行われたのは周知のとおりである。

註* 鉄柱及びカッパと称する金属製連結可能な梁で探炭切羽の支柱をコンベヤを併用した切羽面無支柱探炭法。

註* 炭坑を神聖に切羽に破砕してコンベヤの積込送分で行う機械で長さ約七米。

どこをやまにもきまつて炭坑の守護神を祀る「やまの神様」と呼ばれる神社があり、坑内の昇降にそこを通る人ごとに必ず目礼し、つつがなれと祈念する。

鉱業法、鉱山保安法、労働基準法など炭坑に従事する者を護る幾つかの法もあり、炭坑の保安には巨額の費用をかけ、坑木を落盤に強い鉄柱に替えるなど、最善が尽され、年々鉱災は減じて来ている。然しまた次々に後を絶つことなき、この十一月、炭坑の五名生埋事件に始まつた大規模な炭坑事故があり、二十一日〇炭坑で八名水没、二十八日A炭坑で二名落盤死、二十九日S炭坑で原炭屑落による六名の死傷と半月間に実に死者十九名、重傷者二名と云う悲惨な記録を作つた。殊にS炭坑の災害は危険な原炭の山の下で女子を作業させ、法に定められた見張員を一人もおいていなかったと云うことである。

一家の支柱を失つた或る妻は二七日経つても放心状態であり、残された子供たちとやがては炭坑住宅も出なければならぬ。死によつてあがなわれた幾ばくの金も専ら一人の生命には代え得るものではない、今後の生活は真暗だ。いつわが家に訪れるとも知れないこの災害が炭坑生活者の胸裏に四六時中潜存しているのである。一日一日を拾つて生きる炭坑生活者の姿が刹那的だと難じられるとすれば、宿命的とさえ見えるこの禍が無福と転じた時にこそ非難の声を消えるであらう。

「斤先掘り」と称される祖伝・増炭坑いわゆる小鉱山が数多く激立し、保安施設は十分でなく、この小規模炭坑の資格の十一主婦会、約五、〇〇〇の会員に及んでいる。

この主婦会の成立の直接的動機から観て既に「労働運動」を中心としたものであり、夫の属する労働組との連帯強化が何れも明確に打出され、既存の婦人団体と根本的に異色を示して、この点が他の婦人団体との間に種々複雑化された險悪な対立ともなつた。

夫唱婦隨的在り方との非難もあり、総動員体制だとも噂される炭坑主婦の会が、婦人たちの真に自主的な意識と行動によつて、完全なひとり歩きがなされる日も遠くないと思われる。炭坑という一隅の場に結ばれた主婦たちの共感共鳴が動機となり、子供を守り、家庭を健全に営むために積極的に進出する主婦たちの新しい姿は目に値する。

おわりに

以上、極く大雑把に炭坑に働く人々の主婦の生活を報告したが、果してその核を削いでいるとも思えない。只、本誌五号に記載の山形県山主婦の問題に較べて、福岡の場合は又自ら異なる向の多々あることを切に感ずる。

有無を厳重に追及すれば殆どが無資格となるので、それで炭坑を休止せれば就職の炭坑に失業者の群を送り出すことになる、また問題が起るとも聞いている。

炭坑生活

原炭で賤地された埋立とか、山の中腹に、行儀よく建並んだハモニカ長屋の炭坑住宅(炭宅)は大抵六畳・四畳半の二室に合所といった程度、家族は夫婦に子供で家族構成は単純である。中には親子二代炭坑に働く人もあるが、多くは諸国から集つた二三男で、戦後は外地引揚者もかなり多い。従つて家族関係は農村ほどの問題は無く、主婦の創意工夫も十分に活かされる状態にあり、家庭経営の民主化も可能な条件下にある。年齢的にも若い、家族の封建性に煩わされることも少い炭坑の主婦たちには大いに期待がかけられる。

炭坑労働者賃金は坑内夫で一八、二六四円、坑外夫で一四、二七四円位で、住費・光熱費・水道料が殆ど無料に近く、町に生活する公務員とか会社社員に比べると決して悪いとも云えないが、しかも炭坑生活は決して楽でない。「背越しの金は使わない」と云われる利那経済は、何時果てるとも知れない彼等の人生観がそれを物語つて、支那の売店が所狭い人ばかり、炭坑側には出回が限られ

声 婦人少年室の拡大強化

労働者婦人少年用の山先機関である各都道府県の婦人少年室は、私達は常に緊密な連絡の下に、婦人少年労働者の工場従業員育成指導に努めています。目下立案中の行政改革案の中にこの婦人少年室などの縮小乃至廃止が伝えられていますが、婦人少年室は戦後浮びあがった婦人問題や年少者の福祉を取り上げて働く婦人や年少者の福祉、地位の向上のために非常な努力を注ぎつけています。

最近婦人の地位が向上したとはいえず、未だ全体的には序の口であり、福祉が加えられたといつても部分的で、事業場で働いている婦人や年少者が理想的な環境におかれるまでにはまだ相当の年月を要します。新聞紙の報道を見ても年少者の犯罪は頻にたつた、子を持つ親のなやみの種もなっているのが現状です。

この様な実情を見ると、各地方の婦人少年室に如何に有能な人が配備されても、現在の人員でこの大きな仕事を理想通りに運営することは困難であり、働く婦人の教育問題や生活問題、就職問題について真剣に手を伸べたためには現在の二倍三倍の人員が必要であると信じています。行政の整理や改革は断行されねばなりません、有意義な局や室は最少限度現状を維持し、あるいはむしろ拡大強化されなければならぬと思ひます。私達は声を大にしてこの婦人少年室の内容の充実と拡大強化を提唱するものであります。

岡山市労働関係者会 大塚 守 氏

婦人と年少者

て購買欲をそそる。子供が泣けば金を握らせ菓子屋に走らせる。金があれば贅食し浪費し、月の後半は漬物ばかりでも不思議ではない。財布が空になれば購買部ではかけがれなく、このかけがれ又彼らの利那経済を助長することにもなる。

註* 福岡通産局調二十八(八月現在)

炭坑生活の貧困さのも一つの理由としては子供の群がある。子沢山の問題には何とか構じたいとあれこれなされてはいるが、これと云うきめ手も無く、結局は「三年は安心しておれ」と云うので、子供一人が又世に送られて来る。大勢の子供を抱えた主婦たちは洗炭とかガラ焼きなどに多かれ少なかれ働いて、主人の給料を補つている。子守のために、留守居のために、或は主婦が小やまに働かれて洗炭し僅かな賃金を得て家計を助けるために、学校を欠席する児童が多く、長期欠席・不登校の児童が炭坑生活者には多く見られる。

子供に生計は苦しいと解つていても、そのための医薬料はまだ高価であり彼らの生活には実用化されない。

生れ出た弟妹のために押されしめき合いながら成長する炭住の子供たちの問題は大きく、年少者のいわゆる人身売買のこの二年間の調査によると、国警調査本部で立件されたものうち、親元の職業が炭坑関係のものが二十六名あり、その殆んどが貧困を理由としており、しかも兄弟数六・七名が多く、九名のものも

ある。子沢山の貧困さを齎らし、貧困故に子供が生れる、この悪循環から解放されぬかぎり、生活改善の第一歩を踏み出すことはできないであらう。

主婦の会

家庭をより健全なものに営みたいと希望する主婦が、夫の職場の労働条件の向上を望む管はない。炭住と云う夫の職場と直結し、同一形態の生活をする主婦たちが、互に意見を交わし明るい家庭生活を築きたいと、自主的に主婦の会を作つたことは当然すぎる。昨秋の炭坑ストで主婦の団結が炭坑主婦の会を大きくシロ一ズアップした。六十三日の長期に亘つた炭坑ストがよく頭張り持ち耐えられたのは、主婦の会所守備にあつた。無収入の幾十日を大根ばかりの生活と云う苦境に耐え、よく協力したのであるが、その後この余蘊は燃え続け、各炭坑元にも主婦会は結成され、つづいて協議会として組織され、日増に強大なものに成長して

いる。夫の労働側では昨年ストの絶大な支援者として主婦の功を高くかい、中央本部の方針に従つて、労働の有力な協力支持組織として主婦会組織化の活動を展開した。本年四月以来「炭坑労働組合員の主婦会」を会員とする主婦の会は次々に誕生し、十二月現在、炭坑労働組合主婦協議会では福岡の十九支部、二二、四〇〇、日産労働組合主婦協議会では福岡県で二



最近の婦人団体

全国の婦人団体の数は昭和二十八年三月現在で地域団体数三、七四四、会員数六、六六八、三〇〇名、地域にかかわらず有志団体数三、九一六、会員数一、二二〇、九三四名(文部省社会教育課調)となつてゐるが、現在全国組織をもつて活動してゐる婦人団体の主なものに全国各地婦人団体連絡協議会(地婦連)、全国未亡人団体協議会(全未協)、日本婦人有権者同盟、婦人民主クラブ、日本大学婦人協会、日本婦人平和協会、日本キリスト教婦人矯風会(WCTU)、日本キリスト教女子青年会(YWCA)、全国友の会、婦人団体連合会(婦団連)、主婦連合会(主婦連)、全国農協婦人団体連絡協議会、日鮮主婦連合会(日婦連)、日本農林主婦協議会(農婦協)などがある。

それぞれの団体の概要は後に二覧にすることとして、最近の主な活動について問題別にみると、政治関係としては昨四月に行われた衆・参両院議員選挙のとき、公明選挙運動を各地域婦人団体、婦人有権者同盟などが地域青年団その他とともに行ったが、問題が身近でないせ

いか、全国的には地方選挙の時にくらべて低調であつたといわれている。最近とくに世論が高まつてきた衆院選問題については禁止法をめぐつて婦人団体の関心が強まつており、中央選管においては昭和二十七年十二月八日告示第ニ号を委員長、神近市子、植村謙吉氏を副委員長とする衆院禁止法制定促進委員会(矯風会、YWCA、地婦連、婦人有権者同盟、各政党婦人部など二十四団体加入)をつくり、以来年間を通じて本法をめぐる国会、政府、業界の動きを監視しつつ、同法制定促進に努めており、来る三月八日には全国の参加団体支部によびかけて東京において衆院禁止法制定促進大会を開き、このときが計画されてゐる。なお北陸三県(福井、石川、富山)婦人団体連絡協議会及び東京地域婦人団体連盟においても同法制定促進会が組織され、すでに国会ならびに政府関係各府省に陳情書が出されておられ、衆院選期地方条例制定にあつては静岡、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、徳島、高松、香川、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各都府県にわたって注目を集めてゐる。

月宮崎県商工会議所が主となつて供養会社芸能あつせん所(芸妓伝習所)を新設し、よりとして労働大臣に許可申請書を出され、地元婦人団体が反対運動を行つた。ついに本年一月設立者に設立を撤回させた事実があげられる。その他バイオリン法制定、米価値上の反対のために地婦連、主婦連合会、その他婦人団体が協力して活動しており、昨年四月一日から実施となつた母子福祉資金の地勢予算獲得、貸付の円滑公平の促進のためには各地域婦人団体、全未協が動いてゐる。そのほか新しい動きとして注目されたものに、昭和二十八年三月結成された婦人団体連合会(婦人民主クラブ、関西主婦連合会、民婦協など二十団体加入)が六月、デンマーク、コペンハーゲンで開かれた世界婦人大会(婦人の権利を勝ち取り守る、子供の幸福を守る、平和を守るとの三運動が目的)に参議院議員高田なお子氏以下十名の代表を送つたこと、その前後にこの大会の準備及び報告のため全国によびかけて日本婦人大会を二回東京で開催したこと、婦人民主クラブが委員長植村謙吉氏をオーストラリア、ウイーンの世界平和会議に送つたことなどが、平和運動は国内から国際的な組織に結びつけて発展してゐた。

また駐留軍基地問題に関して内灘村、没間山麓などでは施設設置に反対し、富士山麓、鳥取県美保地区などでは風紀隊正のためにそれと元婦人団体の動きがみられた。次に経済及び生活合理化の面においては、従来から行われていた新生活運動が、つづきとして日常生活全般にわたつて各地域婦人団体、農協婦人部、主婦連合会、友の会などによつて行われ、とくに年末には、主婦連合会が門松禁止運動を行つた。全国農協婦人部においては四年前から実施してゐる貯蓄運動は年ごとに見事な成果をあげてゐるが、二十八年三月末現在では、二十七年年度目標額の三十億円をわずかに下廻る二十七億に達し、さらには二十八年度は新たに貯蓄運動奨励をつくり、目標額も五十億にあげてこれの達成を期してゐる。又全農協婦人団体連絡協議会、主婦連合会が昨年八月十五日発行した食生活改善推進協議会に加入して米食の偏重を是正し、食糧問題を解決するための運動を行つてゐる。日本農林労働組合の主婦連で組織されてゐる日鮮主婦連合会の昨年八月開行の反対のデモにひきつづき日鮮主婦連合会の結成も最近の注目される動きの一つである。

このほか児童遊園地の設置、その他児童福祉及び敬老に関する活動、水産救済など地域婦人団体や小グループによる活動にも成果をあげてゐるものが多い。次に団体自身の組織運動など内部的な動きについてみると、発足当時はつぎ

した目標をもち、これに賛同して加入した会員によつて設立されたものには概してとくに動揺はみられないが、金の目標が漠然とし、会員としての自覚が足りないままに大量加入して設立された団体には、近ごろ反省期にもはいり、組織運営面に何らかの問題が起り、真の婦人団体のあり方について再検討を加へてゐる所が多いところである。全国的な所となつてゐる主な点として、(1)団体幹部と一般会員の遊離、(2)長期重任幹部のボス化、(3)末端団体における役員・事業の重複の調整の困難、(4)自主性の後退、官庁への依存風の抬頭、などがあげられる。

このうち(3)の問題は地域婦人団体と農協婦人部、農協婦人部、町内会婦人部など、さらに地方によつては日赤奉仕団等も加つてしまひ末端地域において、それぞれ異なる目的をもつ団体に、同じ人間がそれぞれ役員として二重、三重に加入してゐる場合に起りうることで、例へば農協婦人部の役員を農協経験のない地域婦人団体の役員や会員が占めてゐるため、真の農協婦人部の目的達成が得られないと批判するもの、農協の天下りの婦人部設置の強要を訴へるものなど、この調整を相互間の理解と協力とで円滑に行ひ、よい実績をあげてゐるところと、紛争の絶えないところとがある。

(4)はボツダム政令十五号「町内会、部落会又は連合会等に関する解散、就職禁止等」の施行に際して、就職禁止等

止その他の行為の制限に関する件」が平和条約締結により昭和二十七年十月二十四日限り廃止となり、いわゆる隣組制度のようなものの発生をばはむ法律がなくなつたことや、その他客観状況の変化なども影響して、民主的団体のあり方を真に理解してゐない団体が官庁や上部組織の指示や経済援助に依存したがる傾向、冒いかえれば無意識のうちに結果において、他から利用されたことになるといふ自主性の後退の傾向が表れてきたといふことである。具体例を二、三あげると、公民館で婦人学級をとりあげはじめると、これに依存してその度合だけ婦人団体自体の教養の集いが減少してくる。運営費の不足を地方公共団体の予算に依存したがるなどである。

以上、これら婦人団体の多様な最近の動きは地方選挙を来年にひかへてゐる今日、いろいろの意味で世人の関心をひいており、今後の動きがさらに注目されるであろう。

全国組織をもつ婦人団体の主なもの(各団体発行資料及び団体からの聴取による)

☆全国地域婦人団体連絡協議会(理事長山崎しげり、本部所在地港区芝公園四号地児童会館内、加盟団体地域婦人団体連合会二十三、地域婦人団体の連絡協議機関としてその共通の目的である婦人の地位の向上、地域社会の福祉増進等のため連絡協力してゐる。

☆全国未亡人団体協議会

(会長前井まづ、本部所在地渋谷区原宿三ノ二六六社会事業会館内、加盟団体未亡人団体連合会四十五) 全国未亡人団体の連絡協議機関としてその健全な発展をはかり未亡人福祉の増進を期する。

☆日本婦人有権者同盟

(会長斎藤きえ、本部所在地渋谷区千駄谷五ノ八八九、会員数五〇〇〇) 婦人有権者としての自覚の喚起、参政権の正しい行使のための政治教育、国会や地方議会、政府、政党等を監視し、予算・法律・政策に対し婦人の立場から圧力を加へること、及び婦人の公職参加を進め、又婦人の所得権を失わないうよう努力する。

☆婦人民主クラブ

(委員長植村謙吉、本部所在地港区芝新橋七ノ二二、会員数五〇〇〇) 婦人の幸福のために互に助けあい、職業・地域・家庭に新しい自主的な生活をきずくことを目標にし、その為に再軍備反対・平和憲法擁護をとなえる。

☆日本大学婦人協会

(会長野見山不二、本部所在地渋谷区千駄谷一ノ五六二津田英語会館内、会員一三〇〇) 女子の大学卒業者を結合し、女子教育の向上を目標に女子の大学教育の援助等を行い、もつて社会生活の改善をはかり、あわせて国際大学婦人連盟と協力して国際間の理解と親善につくす。

☆日本婦人平和協会

(会長上代たの、本部所在地豊島区祖国) 戦争の打撃等をスローガンにして、戦争

会一ノ三三〇日本女子大内、会員数五〇〇) 新機軸に便し絶対的再軍備をめぐりに努力し平和の為に尽す。社会福祉のため国家社会の向上等にも協力し、日本のみならず世界の恒久平和と人類の幸福の為に努力する。

☆日本キリスト教婦人矯風会

(会長沢野くに、本部所在地新宿区百人町三ノ三六〇、会員数三七〇〇) 平和・純潔・禁酒をモットーにして、キリスト教主義により平和の実現と社会福祉の増進につとめる。

☆日本キリスト教女子青年会

(会長植村謙吉、本部所在地千代田区九段四ノ一五、会員一四、〇〇〇) キリスト教の信仰によつて結ばれた青年女子の団体であつて、会員相互の人格向上をはかり奉仕の精神を養ひ、キリスト教の理解とする社会を建設することを目的としてゐる。

☆全国友の会

(会長羽仁もと子、本部所在地豊島区雑司が六ノ一一四八) 理想しつつ生活しつつ祈りつつをモットーとし、キリスト教の精神による愛と自由と協力のよき社会を創るべく努力する。

☆婦人団体連合会

(会長平塚らいてう、本部所在地千代田区永田町一ノ一衆議院第一議員会館七〇八号室、加盟者二〇団体のほか個人参加者九〇) 再軍備反対・平和憲法擁護・戦後世の打破等をスローガンにして、戦争

に反対し、民主的な日本を作るために運動する。

☆主婦連合会

(会長奥村あお、本部所在地千代田区内幸町一ノ二国税庁内、加盟団体約二〇〇) 家庭の経済生活の向上と合理化を計るために必要な活動をする。

☆全国農協婦人団体連絡協議会

(会長長谷川たか、本部所在地千代田区大手町二ノ八、加盟団体農協婦人団体県連合会二十五) 農協婦人部相互の連絡を図り、農協並に農協関係各機関と提携し農協活動を通じて農村婦人の教養を高め社会的経済的地位の向上を図り明るい農村を築くことを目的とする。

☆日鉱主婦連合会

(会長野中正子、本部所在地港区芝三田四国町二ノ六日本鉱山労働組合内、会員数二〇、〇〇〇) 日本鉱山労働組合の主婦を結集して、生活を合理化し、明るい家庭生活の建設、炭鉱の悪い環境の掃除等により、清く住みよい社会の実現を目指す。

☆日本炭鉱主婦協議会

(会長北幸子、本部所在地千代田区神田三崎町二ノ四日本炭鉱労働組合中央本部内、会員数九〇、〇〇〇) 平和文化国家の建設を期し、生活改善と合理化につとめ、労働組合と提携して家庭を守り、炭鉱主婦の社会的、経済的地位の向上をはかる。



西独の婦人について

一、歴史的背景

第一次世界大戦と同様、今次大戦の口火を切つたドイツは、これまで前大戦と同様に敗北の憂目をもその国土を今なお東西に隔断されて、共に完全独立を得ていない状態である。

東独はソヴィエトの勢力下であり、その住民の実際の情勢はさだかに解らないが、西独に関しては少くも刊行物なども手に入るようになった。それらによると現在(終戦後)の西独婦人たちのありようが大体わかる。

ドイツ婦人はよく日本婦人と比較されるが、西独婦人の中では、家庭的と云われているが、社会的な婦人の地位という面からみれば、かなり早くから女権運動が行われていたものである。即ち隣国フランスに遡つた一八四八年の二月革命に則せられ、一八六五年以降いろいろな婦人団体が結成されるようになって、女権拡張の気運がドイツの婦人の間に浸透していった。

その後、十九世紀後半から二十世紀にかけて私法の改正などがあり、男女平等化が大きく進められたのである。しかし公法上の地位は依然低く、教育の機会均

等、或は婦人参政権という点には遅遅いものであつた。

第一次世界大戦中、婦人の職業的進出が目覚しく、その能力は世に広く認められるに至り、大戦後の革命(一九一八年)に当つて婦人の地位の根本的改善を遂行する契機を作つたのである。

第一次世界大戦に敗北し皇帝ヴィルヘルム二世が退位して、人民委員会による共和国設立が宣言され、この共和国政府下にベルリンの南ワイマルに議院が召集されて世に知られたワイマル憲法が制定されたのである(一九一九年)。この憲法は当時としては非常に民主的なものであり、婦人にも男子と同等の市民権を認め、二十才以上の男女はすべて全権及び地方選挙権を有することになった。又婦人が公職に就くことも認められるようになり、特に重要な職についた婦人は大して多くはなかつたが、それでも同時代のアングロサクソン諸国における婦人の進出と比べると数において優つていた。一九一九年の国民議会の四二三の議席中婦人議員は約一割の四十一人を数えたのは当時としては驚くべきことである。ヒットラーのひきいるナチス(国家社会党)が政権を握つた一九三三年から一

農	98.2%
林	27.1%
業	18.9%
工	10.2%
家	15.6%
公	
そ	

て働いており、日本の女子雇用者数の二倍近くに上つてゐる。その内訳を示すと、上表の通りである。職場における女子の差別は根柢く、雇用・賃金において女子は不利な扱いをうけることが多い。一九五一年六月、西独の工場労働者の一時間当り平均賃金は男子一・六三マルクに対し女子一・〇六マルクであつた。同一労働同一賃金の立法化にはなお多くの努力がいるようである。

現在西ドイツ婦人は男子と同様二十歳以上であれば選挙権を行使出来ることになつてゐる。連邦共和国成立時、一九四九年の初の総選挙における婦人の投票率は、西ベルリン市を除いて体系的に七〇%前後で、同年日本で行われた衆議院議員選挙に当つて婦人が示した六七・九%をやや上廻つてゐる。今年九月に行われた第二回総選挙にあらわれた西独婦人の投票率はわからないが、下院の議員総数四八七名中四二名が婦人議員であるという点で、日本の現在衆議院議員総数四六六名中九名の婦人議員という状態よりは、はるかに多数である。

三、西ドイツ婦人と教育

ドイツの義務教育は満六才から八年間、国民学校において行われる。これは前期四年、後期四年の二段階に分れており、高等教育を受けようとするものは、前期四年終了後中等学校に入る。大部分(七五・八〇%)はそのまゝ後の四年を続け、卒業後は職業学校等に入る。国民学校を卒業した女子は半分以上約五八%定時制の実業学校へ二、三年行き、主として家事教育を受ける。その他の面の職業教育ははなはだ不十分である。

従つて女子は不熟練労働が半熟練労働にしか従事出来ない。又一般の初等・中等学校では社会科学教育が十分でないた

九四五年、敗戦に終るまでの国家社会主義の時代は、婦人が折角得た一切の権利を否定してしまつた時代である。既成の婦人団体が抑圧されて、国家社会党婦人団および労働団体が結成されたことは戦時中の日本の事情とよく似てゐる。婦人参政権自体は形式に留止されたものではな

いが、婦人にせよ、男子にせよ、参政権そのものが無意味になり、ヒットラーによる「婦人上、家庭に帰れ」というスローガンの下に国民議会にも婦人議員の影は消え、官吏の中にも婦人はみられなくなつた。かくしてワイマル憲法によつて与えられた婦人の進歩的な地位は全く逆コースをたどつたわけである。

第二次世界大戦後は複雑な国際関係からドイツは米・英・仏・ソの四か国に分割占領され、そのまゝの状態は何年か続いた。やがて一九四八年の暮、ソ連で行われた米・英・仏の三か国外相理事会の申合せにもとづいて、一九四九年八月十四日総選挙が行われ、それによつて国民議会が召集され、こゝにドイツ連邦共和国(西ドイツ)が生れたのである。軍政府は解消したとはいへ、米・英・仏三國代表からなる参事官会議がおかれ、連邦政府の監視を行うことになり今日に至つてゐる。

二、戦後の婦人の動き

戦後の西ドイツ女子人口は特定年齢層が男子のそれを上廻り、全体が加盟した。

駐ソヴィエト地区にはドイツ共産婦人連盟があつて、国際共産婦人連盟に加盟してゐる。西独のドイツ婦人連合と対立する立場にある。

この他二〇を数える全国連合婦人団体があつて、一九五一年十二月現在六百万の会員を擁している。地方にも種々の地方団体があり、それぞれ活動している。又国際組織に加盟している団体も数多くある。

西独は日本と同様国際連合に加盟を許されていないが、参事官府のあつてから一年六月加入し、その他婦人の地位委員会、人権委員会、ILO、ユネスコ、FAOの会議には代表が出ている。

資料 西ドイツの婦人、Women in West Germany、アメリカ高等弁務官府歴史課一九五二年発行

声

婦人少年室が地方に移管されるとききましたが、それでは仕事に何にもできなくなると思ひます。青春法案促進運動についても地方の社会教育課依存の婦人団体では直接運動もできないので、同意見を持つ婦人少年協会の地方支部をつくらせて、もつと沢山の大切な問題を討論し運動に直接移せたら、確かに他の団体の啓蒙にもなるかと思ひます。今や婦人の地位を失うか失わないかの重大な秋です。(高橋市 古市千代)

婦人と年少者

らいつても一九四六年の国勢調査によると、男二八、二四、五〇〇人に対して女三五、八四七、〇〇〇人で七六〇万人も多くなつており、これは第一次大戦後より甚しい。

これをもつてしても戦後のドイツ復興は女子に負うところが多いという認識が深く、占領軍政府、特に米国は婦人の地位の向上のために努力した。

現在西ドイツ婦人は男子と同様二十歳以上であれば選挙権を行使出来ることになつてゐる。連邦共和国成立時、一九四九年の初の総選挙における婦人の投票率は、西ベルリン市を除いて体系的に七〇%前後で、同年日本で行われた衆議院議員選挙に当つて婦人が示した六七・九%をやや上廻つてゐる。今年九月に行われた第二回総選挙にあらわれた西独婦人の投票率はわからないが、下院の議員総数四八七名中四二名が婦人議員であるという点で、日本の現在衆議院議員総数四六六名中九名の婦人議員という状態よりは、はるかに多数である。

政府公務員中婦人の高級官吏は極く少く、今年度の総選挙による異動後の関係中にも婦人の名はみえていない。しかし最高裁判所には二名の婦人判事があり、地方知事、議員や或は市町村長にも婦人が就任してゐる。その比率は英国、米國より勝つてゐるといわれている。

一九五〇年の国勢調査によれば、西独では七、四四六、〇〇〇人の婦人が雇われ

と○中央に出すには支部の決議が必要で

啓蒙教育すること、○代議員三名のひとり一名を女子にする。

9、その仙——○貴族にそなえての意見として、今までのように幹部の見解だけで妥結しないようにしてほしい。○婦人の昇進について考えたい、勤続年数長く、技術があつても教婦は主任の職までしか昇進していない。なお職務技と知識の職業教育をしてほしい。まだ婦人の進出のためにも、其條が前館の施設がほしい。○労働協約に退職社

大阪市鐘紡労働会館	四十三名	四名
熊本市農協会館	二十七名	二名
那珂本市工場	十三名	二名
片倉仙台農糸所	十三名	一名
諏訪市片倉講堂	四十四名	六名

埼玉管内労働会館	三十七名	十二名
東京都平和ホテル	十三名	六名
郡山市大山旅館	十三名	六名

の事態也。又婦人救世が不当に辞職した

をうけ、女であるための差別待遇に苦む契機が断えられた。

一月二十六日 戦後強者のいなかづ富陽縣で新たに申請中の株式会社紫陽つせん所は、婦人団体等の激しい反対

あい、申請をとり下げ計画を中止した。

一月二十六日 イギリスの平和主義者として知られるミリエル・レスタウ女が、國際友和会の巡回幹事として世界演旅行の途中来日、宗教平和団体を婦団体で教団講演した。

一月二十八日 東京、神田のYWCC講堂で、東京都地域婦人団体連盟の主任より「婦人良妻委員を奨励する婦人

集い」が催され、新しく選ばれた都の人民生委員約四百人のほか、婦人団体婦人議員等が集り、その席上で社会福祉予算の不足、婦人少年周給少問題、売禁止法案についての動き及び電気料等物価の値上げなどをとり上げて説明や議論がなされた。

☆全国未亡人団体でも婦人少年局
縮小反対を要望

全国未亡人団体協議会は、労働省婦
少年局が未亡人の職業問題をとりあげ、

昭和二十九年五月、終て有職未亡人の調査、内職調査、内職あつた施設散の調査等、計四つにわたる矢先、同局の縮小が伝えられたので、各地会員に呼びかけ、縮小反対の要望を各関係局へ提出した。

男女同一賃金規定違反について

我が国に於いては、従来から社会的・経済的な封建性のため女子労働者の地位が一般に低かつたので、その向上を図る目的で労働基準法第四條は、女子であることによつて賃金に差別をつけることを禁止しています。従つて個人の技能・経験又は職務の差によらずに、単に男女の性別によつて同一労働に従事する労働者の賃金に差別を設けている場合は四條違反になります。

ところで昭和二十七年における男女同一賃金規定違反の件数は、労働基準監督月報によると九十五件で、昭和二十四年四十三件、二十五年三十九件、二十六年一三〇件と毎年減少しています。

昭和二十七年分の違反のうち婦人少年室から報告のあつた七十四件について婦人少年局で集計した結果は次のとおりです。

違反事業場の業種は製造業関係が最も多く三十九件、金融保険業など十一件、販賣業関係六件とつづいています。

これらの事業場を規模別にみると従業員九人以下十一件、十人から四十九人二十八件、五十人から九十九人十六件、百人以上十九件で、どちらかというと小規模事業場に違反が多いように感じられますが、規模の大小を問はず違反が存在します。

ています。これらは殆んど労働基準監督署の一般監督の結果発見されたもので、労働者の申告によるもの三件があります。

が、これも同一賃金違反に関する申告ではありませんでした。違反の内容はまちまちですが、実例を内容別にわけると次の表のようになります。そして違反に対しては監督署により、警告又は戒告などの処置がとられ、違反は全部是正されています。

違反の件数が毎年減少していることは、法が遵守されていることを裏書きすると同時に、違反のなかに法の無知から生じたものとみられるものが若干あつたことは、法の周知が未だ徹底していない事業場があることを示しているようです。

差別の内容	違反の実例
日給に差を設けてあるもの	〇〇相互銀行 臨時雇として採用した男女各1名につき、職歴・学歴が等しいのに、日給男子140円、女子120円
月給に差を設けてあるもの	〇〇鋳造株式会社 新規採用者の試用期間中の月給各部課共男子7,700円、女子6,900円
男子 月給制、女子 日給制	〇〇製菓株式会社 男女共月給制であるが、女子のみは欠勤日数に応じて月額の1/20ずつを差引く。
初任給に差を設けてあるもの	〇〇製粉工場 同一学歴・同一経歴なのに、女子たる故をもつて男子は月給制、女子は日給制。
基本給に差を設けてあるもの	〇〇ネール株式会社 新規採用の臨時工につき職種の如何を問わず、男子200円、女子180円。
勤続給に差を設けてあるもの	〇〇ゴム製造所 新規採用10人の男女に年齢・経歴が同一であるのに初任給に男女差がある。
年齢給に差を設けてあるもの	〇〇工事株式会社 新制高校卒の基本給 男子2,560円、女子1,900円。
請負給に差を設けてあるもの	〇〇量工業株式会社 勤続給が女子は男子の1/2、勤続6か月~1年で男子100円、女子50円。
物価手当に差を設けてあるもの	〇〇機工株式会社 年齢給80歳迄は男女共18円、それ以上女子は同額、男子は40歳迄増額、それ以上は同額。
住宅手当に差を設けてあるもの	〇〇繊維株式会社 請負加給の基礎となる請負資格給につき男女別に規定している。男子勤続3年18歳80円、女子勤続4年18歳74円。
家族手当に差を設けてあるもの	〇〇製陶所 物価手当 男子50円、女子80円。
食費手当に差を設けてあるもの	〇〇酒造店 住宅手当は男子のみに支給され、女子には支給されない。
日直手当に差を設けてあるもの	〇〇販売株式会社 家族手当 配偶者800円、男子には支給しているが、女子1名に対し配偶者失業中であるのに支給しない。
山動手当に差を設けてあるもの	〇〇製紙株式会社 食費手当 時給 男子7円20銭、女子5円80銭。
精勤手当に差を設けてあるもの	〇〇銀行 同一内容の日直勤務につき男子180円、女子100円。
指勤手当に差を設けてあるもの	〇〇絹織株式会社 1日につき男子60円、女子50円。
臨時手当に差を設けてあるもの	〇〇商店 精勤手当欠勤2日迄のものに総賃金の8/5%、最低男子225円、女子110円。
	〇〇麻糸株式会社 男子650円、女子500円
	〇〇麻糸株式会社 男子基本給の15割、女子10割。

一九五三年の婦人の動き

一月

○厚生省の依頼により東京都民生局が一九五二年九月に行つた都内母子世帯の調査がまとまり、四万三千世帯の母子世帯があり、その殆どが苦しい生活をしていることがわかつた。

○衆議院議員戸川幸夫氏はエプレーで行われたアジア社会党大会に出席した。

○中共引揚促進のため、参議院議員高橋とみ氏を含む使節団が二十六日に北京に向け出発した。高橋とみ氏は一九五二年に旅券法を犯してソ連へ行つたことから、今回は旅券を交付しないといわれ最後までもめた。

二月

○東京女学院で、マネットをかけた生徒を停学処分にした。

○小説家吉屋信子氏が婦人公論二月号の「吉田首相を囲んで」という座談会で、「自分の息子を喜んで國の盾に捧げることに勝る感じなければ」といい、この言葉が平和を願う女性の気持ちに反しているといつて問題になつた。

○主婦教育連盟(会長東京都教育委員栗田貞子)が結成された。

○朝日文化賞を受けた阪大の黒津教授が記念講演の席上、「自分は二十年來妻を養つてゐるが、妻の

三月

内助は大きかつたことに改めて気がついた」といい、學者の妻の内助の功が強調された。

○三日、衆議院等処罰法案が宮城タマヨ、伊藤修、岡部常、金子洋文、齊武雄氏等の議員提案により第十五国会の参議院に提出された。

○七日、全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、婦人有権者同盟等は、ハライ法案反対会婦人団体協議会を結成し署名運動の活動をはじめた。

○十日、第五回女流文筆賞が大谷藤子氏に受賞と決つた。

○十四日国会解散のため、虎春等処罰法案、ハライ法案ともに流案となる。

○アメリカ、ニューヨーク国連本部における国際連合婦人の地位委員会に労働省婦人少年局長藤田たき氏が日本政府オブザーバーとして出席。

○婦人団体連合会(会長平塚らいてう、副会長高橋とみ)が結成された。

○農林省主催で生活改善奨励発表会が東京に於て行われ、全国農家の生活改善グループの主婦代表二七〇名を含む約五〇〇名の婦人が出席した。

○中共からの集団引揚により、中共における婦人の地位の悪化が明らかになり、

四月

○一日、母子福祉資金貸付法施行。

○衆議院総選挙と参議院半数改選の選挙運動が行われ、婦人団体のあるものは青年団等とともに公開選挙運動を展開した。

○終戦後に生れた涙血児がはじめて小学校に入學した。

○十日と十六日、婦人週刊が自主性の確立を目標として行われ、労働省及び朝日新聞社共催で全国婦人会議、婦人週間中央大会などが催された。

○「スローガン」のぼしもしよう、自分で考え行動する力」

○婦人週刊に当り婦人少年局及びユネスコ国内委員会の招聘によりユネスコ本部社会科学部長ミルダ女史が来日、東京・京都・大阪・奈良・仙台の各地で婦人の自主性について講演を行い、又、各界有識婦人と意見を交換した。

○一九五二年十二月に行方不明となつた東大附属病院佐々木計博士夫人春子氏の自殺死体が発見され、夫が仕事に没頭して家庭をかえりみなかつたためではないかといわれ、學者の家庭のあり方について論議をかもした。

○東京理大卒の富平静代氏は女性として戦後初めて無線二級技士となり、アマチュア無線局の免許をうけた。

○十九日衆議院総選挙の結果、婦人議員が一九名当選した。

大石ヨシエ(有社) 神近 市子(左社) 堀ツルヨ(有社) 戸川 幸子(有社) 中山 マサ(自) 萩元たけ子(左社) 福田 昌子(左社) 山口シズエ(有社) 山下 春江(政)

○二十三日、参議院半数改選の結果、婦人議員が一〇名当選した。

赤松 常子(有社) 安部キミ子(緑) 市川 房枝(無) 奥 むめお(緑) 高橋 とみ(緑) 岡岡 ハル(自) 長谷部広子(無) 宮城タマヨ(緑) 最上 英子(政) 横山 フク(自)

参議院婦人議員は合計十五名となつた。

○年度末教員異動にとともに婦人校長に退職を勧告したり停年を男より低くしたりして差別する傾向が現れ、山梨県をはじめとして各地の婦人団体が日教組婦人部とともに反対運動を起した。

五月

○衆議院議員中山マサ氏(自)が厚生政務次官に就任した。

○アメリカのWILL(婦人国際平和自由連盟)代表、ウォルサー夫人がパリの大会に出席の途上来日した。

○WHO(世界保健機関)のエリザベス・ヒル女史が日本の看護事業視察に来日した。

○エリノア・ルーズベルト夫人が日米知識交流計画により来日し、各地で講演

婦人少年と

○京都大学法学部に初の女性講師として
当大学卒業の桂野子氏が決定した。
○日本婦人大会が婦人団体連合会等の主
催で開催され、六月にコペンハーゲン
で行われる世界婦人大会出席の代表に
ついて話し合った。
○石川県内灘町の基地反対のため、県婦
人団体が運動した。
○三十一日、第三回全国小学校婦人校長
会議が横浜で開かれた。
六 月
○婦人経済連盟理事長、竹内寿恵氏の事
業破たんが伝えられた。
○母子福祉資金貸付法制定記念大会が東
京で、全国未亡人団体協議会等の主催
により行われた。
○駐留軍施設周辺の風紀対策が日米合同
委員会で開催され、次官名で通達された。
○デンマークのコペンハーゲンにおける
世界婦人大会に日本から左の十人が出
席した。
○参議院議員 高田なお子、こどもを守
る会、羽仁昭子、長崎県議会議員 村
上とく、婦人団体連合会 渡田永衡、
日教組 千原千代世、機軸統一委員会
宮城富士子、北海道代表(主婦) 小笠
原真子、東北代表(福島県児童福祉主
事) 遠藤千枝、四家 赤松俊子、自治
労連高橋しづ江。
七 月
○アメリカ婦人権者同盟前会長アンサ
ロイド・ストラウス女史がアメリカ大
使館の日米人交渉計画により来日。
○第十六国会参議院法務委員会に憲法対
策小委員会ができた。委員は
那 祐一、加藤武徳、小野義夫、赤松
常子、梶見義男、亀田得治、一松定吉
宮城タマヨ
○大義法務大臣は参議院予算委員会、
加藤シズエ、藤原道子氏らの質問に答
え、「憲法に関するこれまでの黙認主義
は限界に達した」と述べた。
○「風紀に関する世論調査」の結果が発
表された。
○オーストリア、ウィーンで開催された世
界教育者会議に国会議員、前日教組婦
人部長高田なお子、現日教組婦人部長
千原千代世氏等が出席した。
○パリ国立音楽院卒業生コンクールに山根
弥生子が一等となった。
○フアンシオンモデル伊東絹子氏がアメ
リカで行われたミス・ユニバース・コ
ンテストに第三位となった。
○フランスのビアリッツとスペインのパ
ムプロナで開かれた国際民俗音楽舞踊
祭で花柳寿美蘭氏が第一位になった。
八 月
○労働省婦人少年局では一日から三十一
日まで「働く婦人の健康を高める運動」
を展開した。
○労働省婦人少年局は、八月、九月の二
か月にわたり「憲法防止特別活動」を
展開した。
九 月
○津田塾大学教授近藤いね子氏は女性と
してはじめて文筆博士になった。
○北海道千歳町風紀取締条例改正案が議
決された。(十月一日施行)
○東京で行われたアジア車球選手権試合
に日本女子チームが団体で優勝した。
○シンゼイ線が女性専用車として発表
され、女性の生活について日本でも
議論をかもした。
○インドの婦人議員三名が吉田首相の招
きにより来日し、関東、関西の各地を
視察し、婦人少年局その他の主催によ
る会合において、日本婦人権者との意
見を交換した。
○生活協同組合連合会、婦人団体連合会、
母の会などが、衆議院第一議員会館に
集り米価値上げ反対運動をするに決
定した。
○横山秀子氏は女流飛行士として戦後は
じめて事業航空士の試験に合格した。
○歌舞伎俳優市川右太衛門氏が既に二十
年以内の妻千代さんと正式結婚して
結婚のこの社会に一石を投じた。
○東京、日比谷公会堂で初めて女性指揮
者(羽仁昭子、久山恵子)による音楽
会が開催された。
○岐阜県児童福祉局が児童養育施設
○職業指導の専門家、ILO事務局長、
少年職員、マイケレット、バーネツク女
史が第三回ILOアジア地域会議に出
席のため来日、東京、名古屋にて婦人
会、労働婦人部等との懇談や講演及び
視察を行った。
十 月
○東京市風紀取締条例制定。
○八尾市風紀取締条例公布施行。
○福岡県風紀取締条例制定(施行は二十
九年一月一日)

婦人少年と

○看護婦、藤本まき、加藤きん、山田
タフ氏がフットレース・ナイチンゲ
ル章を授けられた。
○十四日、大義法務大臣が参議院憲法対
策小委員会において「憲法取締法案を
次期通常国会を目ざして政府として提
出するより努力する」と発言した。
○ユネスコより日本婦人の地位調査の為
ベルギー、ルーヴァン大学教授ル・ブ
レイ女史とインド、カルカッタのデ
イッド・ア・師範大学教授ス・ハシコーシ
ユ女史が派遣されて来日した。
○スウェーデンの哲学博士でもと国際婦
人連盟会長ハンナ・リウダ女史がイン
ドにおける考古学調査の帰途来日した。
○映画女優田中絹代氏が初の女監督とし
て仕事を始めた。
○聖友会教祖小谷キミ氏は赤い羽根募金
を百万円横領した疑いで検察された。
○冷水害による農村の不況に嘆じ人身売
買の増加が伝えられた。
十一月
○労働省婦人少年局では十一月一日から
十二月三十一日まで「婦人の職業意識
を高める運動」を行った。
○東京保母の会が結成された。
○東京都衛生局に産褥取締条例が施行さ
れ、罰則が厳格であるといつて問題に
なった。
○本田寿子氏が女流棋士としてはじめて
奥羽五段に昇段した。
○参議院予算委員会が大義法務大臣が人
身売買防止策について答弁し「人身売
買監視員をおくこと、人身売買防止資
金を貸付けることなどを考えている」
と発言した。
○衆議院議員団が結成され、共通の目
的のために今後協力することになった。
○東京都婦人教育大会が教育庁等の主催
で開催された。
○東宝株式会社で劇場に勤務する、客席
係、案内係、出札係、売店係、エレベ
ーターガールなどの女子従業員の停年
を二十五歳と決定した。
○戦後若者のなかつた宮崎県で新たに株
式会社若者あつせん所を設ける為、当
局に許可申請がなされ、婦人団体その
他が反対運動を行った。
○警視庁人事課の高松春子氏は婦人とし
てはじめて警部補試験に合格した。
○婦人民主クラブ委員長堀田フキ氏はオ
ーストリア、ウィーンで開かれた世界
平和会議に出席した。
○主婦連合会が米の値上げ反対運動を行
った。
○民生委員の改選が行われ、婦人委員の
進出が著しい。
○二十九日キリスト教婦人矯風会々長ガ
ントレット恒子氏が死去した。
十二月
○二日、全日本女子学生大会が港区赤坂
公会堂で開催された。
○二日、衆議院本会議で深川タマエ氏、
加藤シズエ氏の質問に答へ、大義法務

世界の婦人協同組合員の研究

この国で家族単位となつてゐるの、投票は男子が行ふことなるのである。このいふ事象に對して、イギリスの代表は、字句を検討し、「加入者一票」(one person one vote)と変更することを提案しました。いづれにせよ、現在各国の組合の規約が相当大きく変化しなければ、単に字句を変更しただけでは婦人が完全に協同組合活動に参加することは、出来ないでしよう。

昨年八月に各国婦人協同組合員がフランスのコンピエーニュで開かれたユネスコ・ゼミナールに集りました。婦人の協同組合員がこの種の集りを行つて共通の問題を討議するのは初めての試みで、この国際的な研究会では、協同組合という共通の理念をもつ機構であつても、実際の運営は国によつてかなり異なつてゐることが明らかになりました。同時にどの国でも協同組合活動がまだ男子の手に握られてゐるという点では一致してゐるようです。

組合を支持してゐる婦人は多いのですが、組合を運営したり管理してゐるのは、どこでも男子であることに変わりはありません。「一人一票」(One man one vote)主義があまりにも文字通り行われてゐるのです。協同組合の加入者は多

☆宛春問題対策協議会発足

宛春問題対策協議会(既報)の設置要綱ならびに十五名の委員がこのほど次の通り決定、二月六日その第一回協議会が総務局長で開かれた。

- 有識者(八名)
- 会長 山崎 佐
 - 副会長 村岡 花子
 - 評議家 久布白オサミ
 - 婦人金庫会頭 高橋 明
 - 東大名義教授 津田 正夫
 - 新聞協会事務局長

作家

平林たい子
正木 寛
山崎しげり

女子の就業者数と完全失業者数 (1953年10月)

業 別		女 子	男 子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成	女子の 年間月 の割合
総 数		千人 17,700	千人 28,920	% 42.5	—	千人 +1,700
就 業 者	自 営 業 者	2,390	8,190	22.6	—	+ 260
	家 族 従 業 者	11,040	4,620	70.5	—	+1,210
	雇 用 者	4,090	10,880	27.4	100%	+ 180
	農 林 業	270	410	89.7	6.6	+ 90
	漁 業 及 び 水 産 業	*10	240	41.7	0.2	* 0
	鉱 山 及 び 石 炭 業	*60	540	10.0	1.5	*+ 10
	建 設 業	140	1,010	12.5	8.4	+ 30
	卸 売 及 小 売 業	1,470	8,240	81.2	86.0	— 100
	金 融 業 及 び 保 険 業	740	1,550	82.4	17.6	+ 70
	公 益 事 業	220	1,720	11.6	5.4	+ 10
サ ー ビ ス 業	990	1,190	45.4	2.4	+ 90	
公 務	190	980	16.4	4.6	— 20	
完 全 失 業 者		180	220	46.1	4.4	+ 50

(註) 1. * 印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2. 統計表の数字はすべて調査結果の集計に基いたもので、表中の総数欄の数字はそれの内訳の合計に必ずしも一致しない。一総務局統計局労働力調査

一六一月平均現金給与総額 (1953年10月)

業 別	女 子	男 子	男 子 対 女 子 の 比 率
総 数	8,112	17,776	46%
鉱 山 及 び 石 炭 業	7,622	16,669	46%
製 造 業	7,057	17,421	41%
卸 売 及 小 売 業	9,827	19,769	47%
金 融 業 及 び 保 険 業	13,160	28,621	46%
運輸通信及 び その他の公益 事業	10,097	17,062	59%
建 設 業	6,016	11,824	51%

一労働省労働統計調査部調



婦人問題

☆梅田ふき氏北京入り

ウィーンで開かれた世界平和評議会に日本代表として出席した婦人民主クラブ会長梅田ふき氏は、十日空路北京に到着、中国平和委員会関係者たちの出迎えを受けた。(二、十三、朝日)

☆電線開通現場で活躍するカメラマン

奥只見電線開通現場で荒くれ男にまじり紅一点のカメラマンが活躍している。赤堀益子さん(二八)といつて東北電力会社の唯一の婦人嘱託で建設中の作業現場をシブでまわり、工事の進行ぶりをライカに収めるのが彼女の仕事である。昨年七月着任以来、作業中のブルドーザーにさびのつたり、谷間を渡る地上数百尺のケーブルクレーンのパケットにも平気で乗りこんで撮影している。さて労働基準法からみて、こういう婦人職業はどういうことになるだろうか。(二、十三、朝日)

☆寮に病む看護婦の最長老
大正九年第一回ナイチンゲール章を受けた山本ヤチ氏(八〇)は今日赤中央病院構内にある日赤看護婦同窓会宿舎の一室に唯一人病臥している。山本さんは

婦人少年局おしらせ

○婦人少年問題協議会第一回婦人労働部会が開かれました
旧暦十二月九日(水)午後二時から第一回婦人労働部会が開かれました。藤田局長から「未亡人の職業対策」をテーマとした講話が、この問題に關連して厚生省児童局の中村企画課長及び、植山技官から「母子福祉対策について」の状況報告が各委員から活発な質疑応答がありました。

○婦人少年問題協議会第三回婦人部会が開かれました
二月五日(金)午後一時半から四時半まで、第三回婦人問題部会が左の議事内容によつて開かれました。

一、基地発表についての研究報告
二、新しく内閣に設置された「宛春対策協議会」に対する要請事項につき懸念

○婦人少年問題協議会総会が開かれました
本年初の総会は、二月十六日(火)午後一時半から東京YWCAで左記事項によつて開かれました。

一、部会の活動状況報告
二、女子年少者労働基準規則改正要旨の説明
(労働基準局係官)

○家庭内職の調査を計画
今度婦人少年局では、東京都内の家庭内職の調査をすること

になりました。家庭内職が、家庭の単なる小遣かせぎではなく、最近では、生活費の一部を生み出す大切な仕事として考へられる傾向が、ますます強くなつて来ており、殊に就職の困難な未亡人などは、これによつて一家の生計を支えている例も少なくないようです。そこで婦人少年局では、この三月に、東京都全域内の適当な数の世帯を対象として調査を行い、家庭内職をしてゐる世帯が何割位あるか、又どんな種類の内職があり、どんな条件のもとに行われてゐるかを明らかにして、内職に対する対策や、未亡人の職業対策を立てる参考にしたいたと計画しています。

○第三回婦人労働問題研究協議会が開かれました
婦人労働課では二月上旬から婦人労働課についてその特性を把握し、安全対策をねることを目的として、表記の研究会を開催することになりました。

研究題目は「働く婦人の安全について」(一)婦人労働災害の安全について(二)婦人労働災害の安全対策について(三)婦人労働災害の安全対策について(四)婦人労働災害の安全対策について

情の(一)婦人労働災害の安全対策について(二)婦人労働災害の安全対策について(三)婦人労働災害の安全対策について(四)婦人労働災害の安全対策について

金管理(一)婦人労働災害の安全対策について(二)婦人労働災害の安全対策について(三)婦人労働災害の安全対策について(四)婦人労働災害の安全対策について

本省では中央研究協議会を次の要領で開きます。

第一部 婦人の身体障害者懇談会(産業災害による婦人身体障害者の体験談発表)

第二部 婦人の安全管理研究会(産業部門別、安全管理関係代表者の研究発表、討議)
各婦人少年室では地方研究会を次の要領で開きます。
研究範囲をなるべく一産業に

発行所 婦人少年協同会
東京都千代田区大手町一丁目七番九ノ内(三)一六二五
電話 九ノ内(三)一六二五
振替口座東京一〇七九一四

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243